第2次税源移譲と2つのオプション

――シミュレーションによる比較分析――

内 山 昭 小栗柄 裕 生

〈目 次〉

はじめに

- I. 所得税単独移譲か、所得税・消費税併用か
- Ⅱ. シミュレーションの方法
- Ⅲ. シミュレーションの分析とその含意(1)-2004年ベース-
- Ⅳ. シミュレーションの分析とその含意(2)-1997年ベース-
- V. 2つのオプションの優劣

結 論

はじめに

「三位一体改革」の一環として、2006年に所得税3兆円規模の税源移譲(第1次)が実行されたが、なお地方分権にふさわしい税源配分が実現したとは言えず、なお相当規模の第2次税源移譲が不可欠である。この問題をめぐって2大争点がある。1つは「どの税目で地方税の拡充を行うか」、言い換えると2つのオプション、「所得税単独移譲=個人住民税の拡充と、所得税・消費税の併用移譲=個人住民税・地方消費税の拡充」のいずれが望ましいか、他の1つは「個人住民税の比例税化の正否、または軽度の累進税率に復帰すべきか」という問題である。本論文は府県税を対象に前者について考察する。地方消費税単独拡充論は皆無ではないが、現実的可能性は小さいと考えられるので、ここでは捨象する。

本論文の課題は第1に、個人住民税の拡充(第2次所得税移譲)と個人住民税・地方消費税併用の場合の府県財政(=広域・中間自治体)への影響を2004年、1997年ベースでシミュレーションすることである。第2に、シミュレーションの結果を分析し、地方消費税は地方税拡充の手段として、個人住民税と併用する場合でも望ましいか否かを検討し、2つのオプションの優劣を明らかにする。

本研究の意義と関わって、わが国の財政分権が第1次税源移譲=地方税拡充の結果、大きな困難に逢着していることに触れておかねばならない。それは東京への税源の過度集中の問題である。個人住民税の拡充は地方交付税の不交付団体である東京都に対して目立った税収増加をもたらし、更なる税源移譲はこれを強めかねない。これは予想されたことであったとはいえ、この問題の解決ないし緩和する方策を開発することは決して不可能ではない。また、この問題は東京に人口や

経済力が過度に集中していることからもたらされるのであって,税制の欠陥から生じているわけではない。したがってこれに対処すると同時に,第2次税源移譲を実行しなければならないことも事実である。

I. 所得税単独移譲か,所得税・消費税併用か 一第2次税源移譲=地方税拡充問題の焦点―

日本における地方分権改革は90年代後半から日程に上り、2000年4月施行の地方分権一括法 (476の法律の改正)によって、国と地方の事務配分、つまり行政分権が一応の実現を見た。これと 併行して検討されてきた財政分権、ないし国と地方の財政関係の変更は「三位一体改革」と呼ば れる。この名称は国から地方へ税源を移譲して地方税の拡充を図ること、財政移転である地方交 付税と国庫補助金 (国庫支出金)の縮減という3つを一体的 (=三位一体)に行うことに由来する。それは2004年から2006年かけて実行され、当然のことながら府県、市町村の財政に重大な影響を 与えている。

国から地方への税源移譲は2006年に、所得税最低税率部分の5%分、約3兆円の地方移譲、個人住民税の拡充、比例税化という方法で行われた。これに対して2004~06年に地方交付税と国庫補助金の縮減が税源移譲をはるかに上回る形、すなわち「地方収入非中立」で強行された。2004~06年に地方交付税の削減5.1兆円、国庫補助金の縮減4.7兆円、計9.8兆円で、税源移譲3兆円より6.8兆円も大きい。これは一面で地方財政を圧迫する点で不当であり、他面で従来の財政移転や地方支出の非効率を排除するという点で正当である。筆者は後者の側面を認めつつも、過度の財政移転縮小に対して批判的である。

とはいえ所得税の地方移譲=個人住民税の拡充が地方財政に一定の重要な成果をもたらしたことも事実である。国と地方の税源配分は第1次改革前,60:40であったが,改革後は55:45となる。府県では不交付団体への移行は大阪府1つだけであるが,筆者らの試算によると財政力指数の47府県平均は改革前の0.42から0.49に0.07%ポイント,財政自立度([地方税収入/地方全収入]×100%)は25.8%から29.0%へと3.2%ポイント(2004年度ベース)上昇する(後掲の[図表6,7,9]参照)。

しかしながら、財政分権の実現のためには地方への税源移譲はなお十分ではなく、相当規模(約5兆円)の追加が必要である。これにともなって一定の国庫補助金縮小が不可避だと思われるが、あくまでも重点は税源移譲である。この意味で2004~06年の改革を「第1次三位一体改革、第1次税源移譲」、今後遂行すべきそれを「第2次改革、第2次税源移譲」と呼ぶ。

所得税3兆円地方移譲の府県と市町村への配分は、それぞれ2兆1800億円、8300億円である。これは地方財政に次のような影響を与える。日本の地方税が地方収入に占めるウェイトは、経済変動の影響を受けて年度のよる違いがあるが、ほぼ35~38%である。2006年度(この年は所得譲与税の形式)から実行された個人住民税の拡充・比例税化が名実ともに実現する2007年度以降、地方税の全収入比は5%程度上昇すると予測される。

総務省による地方財政決算速報(2007年9月28日)によると、2006年度の府県財政の規模は

48.43兆円 (100), GDP (国内総生産)の10%弱, 府県税収のウェイトは37.9% (2002~06の平均は33.5%), 国からの財政移転は(地方交付税, 国庫補助金)29.2%である。市町村財政の規模は48.75兆円と府県全体とほぼ同規模, 市町村税収の全収入比は37.3%, 国, 府県からの財政移転は29.5%と外見上, 類似の構成となっている。

税源移譲は地方税の税収構造や基幹税のウェイトを変える意味を持つから、最近の状態を簡単 に見ておく。

- 1) 都道府県(広域・中間自治体)
 - ① 法人事業税(2006年, 府県税収の32.9%, 2002~06の平均28.8%)
 - (注) 個人事業税もあるがウェイトは小さい 2006年1.3%
 - (2) 個人住民税(地方所得税,2006年同16.3%,02~06平均16.3%)
 - ③ 法人住民税(地方法人税,2006年同 6.8%,02~06平均6.0%)
 - (注) 住民税には個人,法人とも均等割りがあるが,ウェイトは小さい このほかに利子 所得分がある
 - (3) 地方消費税(2006年16.1%, 02~06の平均は17.2%)
 - (注) 地方消費税の課税標準は国税・消費税 (=付加価値税,税率4%)額で,税率は25/100(すなわち消費税率1%分にあたる)であり,国税・消費税の付加税である。また各府県に当該府県の消費支出額に応じて配分されるので,事実上譲与税である。このため地方消費税は地方の独立税ではない。その2分1は市町村に支出金で配分される。したがって地方消費税が拡充された場合にも,その2分の1は市町村に交付金として配分される。
- 2) 市町村(基礎自治体)は3つの基幹税をもつ
 - (1) 固定資産税(財産保有税,2006年市町村税収の42.5%,02~06 45.4%)
 - (2) 個人住民税(地方所得税,2006年30.9%,02~06年平均29.7%)
 - ③ 法人住民税(地方法人税,2006年14.1%,02~06年平均11.7%)

第2次の税源移譲=地方税拡充は、このフレームワークの下で行われる。国と地方の経費配分は40:60であるが、財政力の相対的に小さい自治体には財政調整(地方交付税)が不可欠であるから、税源配分は50:50ないし45:55が望ましいと考えられている。したがって国税の第2次地方移譲は租税全体の5%ポイント(2007年度地方財政計画ベースで5兆円程度)ということになる。

府県と市町村の行政的役割は基本的に異なり、税体系にも大きな違いがある。したがって地方税の問題は広域・中間自治体である47の都道府県(以下、府県と略す)と基礎自治体である市町村(近年の合併の結果、約1400減少して、2007年4月現在1823団体)を区別して、それぞれ独自に考察する必要がある。

本研究は「所得税の地方移譲による個人住民税の拡充」(以下、単独移譲と呼ぶ)と、「所得税・消費税移譲による地方消費税・個人住民税両税の拡充」(以下、両税移譲と呼ぶ)という2つのオプションについて、府県財政への影響をシミュレーションする。税源移譲の規模は2~2.5兆円(市町村を合わせて4~5兆円)の想定下で、47都道府県財政への影響をシミュレーションし、その結果を分析する。2004年ベースと1997年ベースでこれを行うのは、前者が不況期で税収が停滞しているに対し97年は景気が一定回復し、所得税や消費税収がかなり伸張しているためである。こ

れを反映して両者の間で財政力指数や財政自立度の変化度に一定の差異が生じることになる。

2つの移譲論の評価はこの作業を通じてはじめて可能となる。先行研究にはいずれかのオプションについてのそれはあるが、2つのオプションのシミュレーションを行い、その帰結を検証したものはない。

Ⅱ. シミュレーションの方法

1. 評価の指標 (Indicators)

シミュレーションにおける評価指標は財政力指数,交付税依存度,財政自立度,税源偏在度,の4つである。これらの指標は国からの税源移譲=地方税の拡充によって財政自治や地方政府の自立性がどれほど改善されるか、またどのような問題が生じるかを明らかにする。

第1に、財政力指数の変化は地方政府の財政力強化を判断する尺度となる。

〈財政力指数〉

: 基準財政需要額 (標準的行政を行うために必要とする財政支出額) にたいする基準財政収入額 (標準税率による地方税収入の80%分: 府県) の割合の当該年度を含む過去3年間平均。地方税 が拡充されると、基準財政収入額が増加し、この指数は上昇する。

第2に、交付税依存度 [%]=「(普通交付税/歳入総額)×100」の低下度を示す。この指標は財政力指数と逆相関であり、地方政府への財政トランスファーにどれほど依存しているかを表す。

第3に、財政自立度 [%]=「(地方税/歳入総額)×100」がどれだけ上昇するかを示し、経費負担に対する自主性向上の度合いとする。

第4に、財政力による府県グループ (後述) ごとの税源偏在度 [%] を算出する。これは「(増収額/増収総額)×100」によって計算され、いずれのグループに税源が集中しているかを示すことによって、税源の偏在度を評価する。

ただし、東京都については既に不交付団体であり、また経済力、人口が突出して大きいので、 税源移譲=地方税拡充による増収が過大、過剰となる。そこで、東京都について試算は行うが配 分を行わず、その帰属額については交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れる(事実上の逆 交付税)ものとする。

2. 所得税単独移譲額(=個人住民税増収額)の推計

府県への所得税単独移譲ではその最低税率部分2.5%分, 2~2.5兆円(市町村とあわせて5%, 4~5兆円)を想定し、所得税移譲の対象は労働所得税に限定する。ここでの労働所得税は給与所得税(給与所得と報酬料金等所得への所得税を合わせたもの)と申告労働所得税(営業等所得税と農業所得税を合わせたもの)の合計値である。これが望ましいのは日本の所得税において利子、配当、譲渡所得(キャピタル・ゲイン)が分離課税となっているので、これらの除外は技術的困難を回避できる。また、これら所得種類の大都市地域への偏在度が高く、地方税として適格性を欠くことも理由の1つである。

2004年ベースで見ると,「図表1」に示すように労働所得税11.39兆円,最低税率10%部分

「図表1] 労働所得税の基礎税率部分の推計

2004年 (単位:百万円)

	各	種所得	税			推計方法	基礎税率部分の所得税額
						1年以上民間勤務者	5,616,997
給	哈 与 所 得 税		9,817,204	1 年未満民間勤務者	206,429		
						公務員等	499,423
報		酬		等	1,039,768	×80%	831,814
申告	所得税	のうち	事業所	·得税	532,636	×90%	479,372
労	労 働 所 得 税		11,389,608		7,634,036		

労働所得税に占める基礎税率部分 7,634,036/11,389,608

*公務員に関しては以下のように推計を行った。

公務員等給与所得稅=給与所得総額-民間勤務者給与所得稅=775,432

1年以上民間勤務者税額: 1年未満民間勤務者税額=8,798,800: 242,972

公務員等を上記割合で按分した場合の税額 754,594:20,838

税額全体に占める基礎税率部分割合

- 1年以上民間勤務者 5,616,997/8,798,800×100%(約63.8%)
- 1年未満民間勤務者 206,429/242,972×100%(約85.0%)

公務員等給与所得税に上記割合を乗じた場合の基礎税率部分

- 1年以上勤務者 481,720
- 1年未満勤務者 17,704
- 計 499,423百万円
- *報酬等は80%,事業所得税は90%を基礎税率部分として算入する。
- (出所) 国税庁編「第130回国税庁統計年報書(平成16年度版)」大蔵財務協会,国税庁長官官房企画編(2005)「平成16年分税務 統計から見た民間給与の実態―国税庁民間給与実態統計調査結果報告」より作成。

1997年 (単位:百万円)

	各種	重所得	税			推計方法	基礎税率部分の所得税額
						1年以上民間勤務者	7,312,608
給	合 与 所 得 🥫		税	13,153,888	1 年未満民間勤務者	285,768	
						公務員など	881,157
報	酬	酬 な ど 1,		1,159,264	×80%	927,411	
申告	所得税。	のうち	事業所	行得税	840,986	×90%	756,887
労	労 働 所 得 税		15,154,138		10,163,831		

労働所得税に占める基礎税率部分 $10,163,831/15,154,138 \times 100\%$

67.1%

67.0%

(2006年まで) 7.63兆円,後者は前者の67.0%である。2.5%に換算すると,1.91兆円である。これに対して税収が相対的に大きい1997年ベースで見ると,それぞれ,15.15兆円,10.16兆円,67.1%である。2.5%分は2.54兆円(2兆5409億円)となる。ちなみに第1次税源移譲(2006)以前における労働所得税の最低税率10%部分の税収は1995~2004年平均で全税収の67.4%である。(算出方法については [図表1]及び [付表1.2.3]、参照)

3. 所得税移譲額の各府県帰属分の推計

国税庁の統計では、労働所得税(給与所得税と申告労働所得税)の税収は納付地によって府県別税額として示されているが、これを以下の方法で「居住地による府県別税額」として調整、還元する。この数値は所得税単独移譲=最低税率部分2.5%分(両税併用論では半分の1.25%分となる)の府県別帰属分を推計する基礎となる。

[給与所得税の各府県帰属分]

- 1)給与所得税の3大都市圏を除く各府県帰属分は『第130回国税庁統計年報書』(2004年版)に示されている各府県分別の税額である。ここでは府県間の就業人口の移動を捨象する。
- 2) 東京圏,名古屋圏,大阪圏の3大都市圏では各都府県帰属分は周辺府県との間に就業人口の大規模な流出入があるので,国勢調査(2000年 Census)にもとづいて勤務地と居住地の就業人口を調整する。これが必要なのは所得税が勤務地で源泉徴収,納付されるのに対し,個人住民税が居住地で徴収・納付されるためである。

東京都の周辺府県は順番に埼玉県、茨城県、千葉県、神奈川県、大阪府のそれは京都府、兵庫県、奈良県、名古屋を含む愛知県のそれは岐阜県、三重県である。これら大都市圏の就業人口の純流出(=流出一流入,2000年の各府県別国勢調査による)を計算する。

次に、「純流出数」に給与所得者の平均納税額である「23万円」(国税庁統計年報書より算定)を乗じた金額が都府県への戻し税額、または控除額となる。ちなみに、次節で行う97年ベースの推計では平均納税額は29万円である。

{周辺府県への給与所得税戻し額} = {(流出数−流入数)×平均納税額23万円}

純流出のある周辺府県の帰属分はこの金額を源泉徴収税額に加えた金額となり、他方中心都府県は「純流入数に平均税額を乗じた税額」を源泉徴収税額から控除した金額である。例えば埼玉県から東京への純流出数(就業者)は81.9万人、戻し税額(調整給与所得税額)は1883億円、東京の純流入数は230.4万人、調整税額(控除)は5300億円にのぼる。([図表2a. 2b. 2c]参照)

「申告労働所得税の各府県帰属分〕

2006年度に出された「第130回国税庁統計年報書平成16年度版」より集計した。従業地で源泉徴収される給与所得税と異なり、申告の場合は居住地で納税が行われる。このため給与所得税の場合のような就業人口の流出入による調整は概ね不要である。

単独移譲による個人住民税の各府県増収額は、労働所得税(給与所得税、事業所得税)の居住地を基礎とした各府県帰属額から算出される。この数値は財政力指数、交付税依存度、財政自立度の変化を推計するために用いられる。このことは次の両税移譲についても同様である。

4. 所得税・消費税両税移譲における府県帰属分(地方消費税・個人住民税増収額)の推計

所得税・消費税併用の移譲額は単独移譲との定量的な比較を行うため、両ケースとも総額は同じとする。各移譲額を50:50とすると、所得税の移譲額は税率1.25%分(市町村とあわせて2.5%)、2004年ベースで0.96兆円(9538億円)、97年ベースで1.27兆円(1兆2704億円)である。地方消費税の増収額もこの規模となるので、引き上げられる税率は逆算から2004年ベースで0.546%分(市町村とあわせて1.092%、地方移譲される消費税の税率に相当)が9537億円、97年ベースで0.765%(同1.530%)、1兆2700億円となる。

両税移譲の各府県帰属分は所得税=個人住民税については2.5%のケースの2分の1,消費税については各府県への消費譲与税額に税率を乗じた額となる。

5. 47都道府県のグループ化

47都道府県の財政状態に大きな違いがあることをふまえ、「第1次三位一体改革」以前の2004

[図表2a] 東京圏の従業による人口の流出入(15歳以上)

(単位:人,百万円)

		東京への流出人口	東京からの流入人口	流出人口純計	調整給与所得税額
き	芡 城	67,285	5,598	61,687	14,188
掉	奇 玉	945,945	126,938	819,007	188,372
7	 葉	743,932	72,327	671,605	154,469
礻	東 奈 川	937,562	185,311	752,251	173,018
4	1 合	2,694,724	390,174	2,304,550	530,047

[図表 2 b] 名古屋圏の従業による人口流出入(15歳以上)

(単位:人,百万円)

		愛知への流出人口	愛知からの流入人口	流出人口純計	調整給与所得税額
岐	阜	104,550	34,977	69,573	16,002
Ξ	重	37,284	12,447	24,837	5,713
合	計	141,834	47,424	94,410	21,714

[図表2c] 大阪圏の従業による人口流出入(15歳以上)

(単位:人,百万円)

		大阪への流出人口	大阪からの流入人口	流出人口純計	調整給与所得税額
京	都	96,089	54,359	41,730	9,598
兵	庫	337,331	91,671	245,660	56,502
奈	良	180,380	23,270	157,110	36,135
合	計	613,800	169,300	444,500	102,235

(出所) 平成12年度国勢調査, 第130回国税庁統計年報書 平成16年度版より作成。

[図表3] 財政力指数による都道府県の類型化

2004年

広川ガループ(財政力化粉)	田休夕	1 1	広川 ガループ(単元十七米)	田休夕	1 1
府県グループ(財政力指数)	団体名	人口	府県グループ(財政力指数)	団体名	人口
首都東京(不交付団体)	東京都	12,064,101		富山県	1,120,851
首都東京合計	1 団 体	12,064,101		新潟県	2,475,733
	愛 知 県	7,043,300		北海道	5,683,062
	神奈川県	8,489,974		奈 良 県	1,442,795
上位グループ	大 阪 府	8,805,081	中位グループB	山口県	1,527,964
(0.6以上)	静岡県	3,767,393	(0.3~0.45)	爱媛県	1,493,092
	埼 玉 県	6,938,006		福井県	828,944
	千 葉 県	5,926,285		山梨県	888,172
上位グループ合計	6 団 体	40,970,039		熊本県	1,859,344
工匠/// /日刊	茨 城 県	2,985,676		徳 島 県	824,108
		, ,	中位グループB合計	17 団 体	30,091,395
		5,015,699		山 形 県	1,244,147
	栃木県	2,004,817		佐 賀 県	876,654
中位グループ A	三重県	1,857,339		大 分 県	1,221,140
(0.45~0.6)	群馬県	2,024,852		和歌山県	1,069,912
	京都府	2,644,391		岩 手 県	1,416,180
	宮城県	2,365,320		青 森 県	1,475,728
	広島県	2,878,915	下位グループ	鹿児島県	1,786,194
	兵 庫 県	5,550,574	(0.2~0.3)	沖 縄 県	1,318,220
中位グループA合計	9 団 体	27,327,583		宮崎県	1,170,007
	滋賀県	1,342,832		秋 田 県	1,189,279
	岐阜県	2,107,700		長 崎 県	1,516,523
1.41.10.1	岡山県	1,950,828		鳥 取 県	613,289
中位グループ B (0.3~0.45)	石川県	1,180,977		高 知 県	813,949
(0.5~0.45)	長野県	2,215,168		島根県	761,503
	福島県	2,126,935	下位グループ合計	14 団 体	16,472,725
	香川県	1,022,890	全 国 合 計	47 団 体	126,925,843
		1,022,030		工口件	120,020,040

※地方財政統計年報平成18年度版より作成。

年について全府県を次の5つにグループ化する。首都東京(不交付団体),上位グループ6府県(財政力指数0.6以上),中位グループA — 9 府県,(0.45~0.6),中位グループB —17府県 (0.3~0.45),下位グループ14府県 (0.2~0.3)。このグループ化は第1義的には単独移譲及び両税移譲によって税源の偏在がどれほどとなるかを評価するために必要である。さらに財政力や財政分権の指標がどのように変化するかを評価する際にもきわめて有用である。(「図表2】参照)。

Ⅲ. シミュレーションの分析とその含意(1)-2004年ベース-

1. 財政力指数の上昇の特徴

5兆円規模の税源移譲=地方税拡充は財政力指数を高めることになるが、どれだけ増大するか、また所得税単独移譲=個人住民税拡充と地方消費税との両税併用の場合の異同を示しておこう。第1次改革後(2006年)と比較して財政力指数1.0以上は2団体から単独移譲で4に、両税併用で3となる。0.8以上~1.0未満は2団体からそれぞれ3、4となる。06以上~0.8未満は5団体からいずれも9団体となる。0.4以上~0.6未満は18団体からいずれも16団体である。0.4未満は20団体からいずれも15である。([図表4]参照)

第1次改革後の東京都を除く46道府県の平均(単純平均)は0.47(東京都を加えると0.49)であったが,所得税単独,両税併用のケースでそれぞれ0.52(同0.55),0.53へと0.05,0.06%ポイント増大する。府県グループ別にみると,上位グループ 6 府県の平均はそれぞれ<math>0.98, 0.97へと0.12,0.11ポイント増大する。中位グループ A(<math>9 府県)では0.57からそれぞれ,

0.64.0.65に上昇する。これに対して下位グループ14県の平均は0.29から0.32,0.33へと0.03, 0.04ポイント増大するにすぎない。中位グループBの17道県についても平均増加幅は0.05, 0.06ポイントと小さい。([図表5]参照)

東京を除くと上位グループの愛知、神奈川、大阪の3府県ではいずれのオプションでも0.99以

[図表 4] 財政力指数階級別団体数の変化

2004年ベース 第1次改革 (06) 後 所得税単独 両税併用 0.2~0.3 6 3 3 12 0.3~0.4 12 14 $0.4 \sim 0.5$ 10 9 12 0.5~0.6 9 4 6 $0.6 \sim 0.7$ 2 9 8 $0.7 \sim 0.8$ 3 0 1 $0.8 \sim 0.9$ 1 3 3 $0.9 \sim 1.0$ 1 0 1 1.0以上 2 3 4 計 47 47 47

[図表 5] 平均財政力指数の変化 2004年ベース

			2004中ハース
	第1次改革後	所得税単独	両税併用
首 都 東 京	1.43	1.72	1.64
上位グループ (6 府県)	0.86	0.98	0.97
中位グループ A (9 府県)	0.57	0.64	0.65
中位グループB (17府県)	0.42	0.47	0.48
下位グループ (14府県)	0.29	0.32	0.33
全 国 平 均	0.49	0.55	0.55
東京を除く平均	0.47	0.52	0.53

[図表6] 所得税単独移譲,所得・消費両税併用移譲による財政力指数の変化

2004年ベース

												2004年ベース
						三位一体 改革後	単独移譲後	上昇幅	上昇率 (%)	両税移譲後	上昇幅	上昇率 (%)
首	都	東	京	東	京	1.43	1.72	0.29	20.1%	1.64	0.21	14.6%
	ПМ	//<	۸,۰	平	均	1.43	1.72	0.29	20.1%	1.64	0.21	14.6%
				愛	知	1.05	1.17	0.12	11.7%	1.17	0.12	11.3%
				神	奈 川	0.97	1.11	0.14	14.6%	1.10	0.13	13.4%
				大	阪	0.87	1.00	0.14	15.8%	0.99	0.13	14.6%
F	位グ	ルー	- プ	埼	玉	0.78	0.88	0.11	13.8%	0.88	0.10	13.3%
				千	葉	0.76	0.86	0.10	13.1%	0.86	0.10	13.7%
				静	岡	0.76	0.83	0.08	10.3%	0.84	0.09	11.5%
				平		0.86	0.98	0.11	13.3%	0.97	0.11	12.9%
				福	岡	0.62	0.69	0.11	11.9%	0.70	0.11	13.7%
				茨								
					城	0.62	0.68	0.06	9.0%	0.69	0.07	10.9%
				京	都	0.58	0.66	0.08	13.8%	0.66	0.09	15.0%
				広	島_	0.56	0.64	0.07	12.9%	0.64	0.08	13.6%
中在	立グル	レーコ	プA	兵	<u>庫</u>	0.56	0.63	0.07	13.2%	0.64	0.08	14.1%
' '				栃	木_	0.57	0.62	0.05	9.3%	0.64	0.07	11.5%
				群	馬_	0.56	0.61	0.06	10.3%	0.63	0.07	12.3%
				宮	城	0.55	0.60	0.06	10.3%	0.61	0.07	12.2%
				三	重	0.55	0.60	0.05	9.2%	0.61	0.06	10.9%
				平	均	0.57	0.64	0.06	11.1%	0.65	0.07	12.7%
				岐	阜	0.51	0.57	0.06	11.6%	0.57	0.07	12.8%
				滋	賀	0.50	0.54	0.04	8.8%	0.55	0.05	11.0%
				岡	山	0.48	0.53	0.05	10.1%	0.54	0.06	12.3%
				石	Л	0.45	0.50	0.05	10.8%	0.51	0.06	12.6%
				奈	良	0.43	0.49	0.06	14.0%	0.49	0.06	13.8%
				香	Л	0.44	0.49	0.05	11.0%	0.50	0.06	13.2%
				長	野	0.44	0.49	0.05	10.5%	0.50	0.06	13.7%
				富	Ш	0.43	0.48	0.05	10.8%	0.48	0.05	12.4%
/	ي خرو ساء	, .	n	福	島	0.43	0.46	0.03	7.9%	0.48	0.05	11.7%
441	立グリ	V-5	В	新	潟	0.42	0.46	0.04	9.1%	0.47	0.05	12.0%
				北	海道	0.41	0.45	0.04	10.4%	0.47	0.05	13.2%
				Ш	П	0.39	0.43	0.04	9.7%	0.44	0.05	12.5%
				愛	媛	0.38	0.42	0.04	10.8%	0.43	0.05	13.7%
				熊	本	0.37	0.41	0.04	10.6%	0.43	0.05	14.1%
				福	<u>·</u> 井	0.37	0.41	0.04	9.8%	0.42	0.05	12.1%
				山	梨	0.37	0.41	0.04	9.7%	0.42	0.05	12.9%
				徳	島	0.34	0.37	0.03	8.7%	0.38	0.04	11.5%
				平	均	0.42	0.47	0.04	10.3%	0.48	0.05	12.7%
				Ш	形	0.33	0.36	0.03	9.1%	0.37	0.04	13.2%
				士	分	0.32	0.35	0.03	9.5%	0.37	0.04	13.3%
				佐	 賀	0.32	0.35	0.03	8.7%	0.36	0.04	13.1%
				和		0.32	0.35	0.03	10.2%	0.35	0.04	13.1%
				鹿		0.30	0.33	0.03	9.9%	0.33	0.04	13.9%
				青	<u>ル 岛</u> 森	0.30	0.33	0.03	9.5%	0.34	0.04	13.6%
				沖	 縄	0.30	0.33	0.03	9.8%	0.34	0.04	13.4%
下.	位グ	11	- ~	岩	手	0.30	0.33	0.03	8.9%	0.34	0.04	13.4%
'' '	四ン	<i>/v</i> –	/	宮	<u>于_</u> 	0.30	0.32	0.03	10.6%	0.34	0.04	14.0%
				長		0.28	0.32	0.03	11.1%	0.33	0.04	15.9%
				秋	 田	0.28	0.31	0.03	9.1%	0.32	0.04	13.3%
				鳥	取	0.26	0.30	0.03	9.5%	0.31	0.04	13.9%
				高	知	0.24	0.28	0.02	10.7%	0.29	0.04	14.7%
				島	根	0.24	0.27	0.03	9.6%	0.26	0.04	13.2%
				平								
\triangle	l-i	E	(1)			0.29	0.32	0.03	9.7%	0.33	0.04	13.6% 13.1%
全										0.55		
全	[3	E]	(2)	全国	₹を除く 国平均	0.47	0.52	0.05	10.6%	0.53	0.06	13.0%

※基幹税移譲シミュレーションに基づき作成。

[図表7] 諸指標の変動係数

単独移譲

2004年ベース (単位:百万円)

	平均	標準偏差	変動係数	東京を除く 平均	東京を除く 標準偏差	東京を除く 変動係数
基準財政需要額 (A)	398,367	263,725	0.66	375,029	211,965	0.57
基準財政収入額(B)	206,923	268,587	1.30	176,175	168,278	0.96
移譲前財政力指数 (B/A)	0.42	0.19	0.44	0.41	0.16	0.39
2006年度税源移譲額(C)	46,370	92,612	2.00	34,222	40,955	1.20
基準財政収入額 (D=B+C*0.8)	244,019	340,972	1.40	203,552	200,421	0.98
三位一体改革後の財政力指数(D/A)	0.49	0.23	0.48	0.47	0.19	0.41
給与所得(E)	208,877	1,461,142	7.00	146,085	177,702	1.22
報酬料金等所得(F)	22,123	75,355	3.41	11,454	18,341	1.60
給与所得税(G=E+F)	230,999	539,417	2.34	157,539	195,370	1.24
給与所得税の調整額(H)	_	_	_	_	_	_
調整後給与所得税(I=G+H)	230,999	470,367	2.04	169,062	204,575	1.21
営業等所得税 (j)	10,794	14,246	1.32	9,236	9,533	1.03
農業所得税(K)	539	946	1.75	548	955	1.74
申告労働所得税(L=J+K)	11,333	14,355	1.27	9,784	9,764	1.00
労働所得税(M=I+L)	242,332	483,993	2.00	178,845	214,030	1.20
所得税単独移譲額(N=M*0.1675)	40,591	81,069	2.00	29,957	35,850	1.20
基準財政収入額(O=D+N*0.8)	276,492	404,841	1.46	227,517	228,702	1.01
財政力指数 (O/A)	0.55	0.28	0.51	0.52	0.22	0.42

両税移譲

(単位:百万円)

	平均	標準偏差	変動係数	東京を除く 平均	東京を除く 標準偏差	東京を除く 変動係数
基準財政需要額(A)	398,367	263,725	0.66	375,029	211,965	0.57
基準財政収入額(B)	206,923	268,587	1.30	176,175	168,278	0.96
移譲前財政力指数 (B/A)	0.42	0.19	0.44	0.41	0.16	0.39
2006年度税源移譲額(C)	46,370	92,612	2.00	34,222	40,955	1.20
基準財政収入額 (D=B+C*0.8)	244,019	340,972	1.40	203,552	200,421	0.98
三位一体改革後の財政力指数(D/A)	0.49	0.23	0.48	0.47	0.19	0.41
給与所得(E)	208,877	464,977	2.23	146,085	177,702	1.22
報酬料金等所得(F)	22,123	75,355	3.41	11,454	18,341	1.60
給与所得税(G=E+F)	230,999	539,417	2.34	157,539	195,370	1.24
給与所得税の調整額(H)	_	_	_	_	_	_
調整後給与所得税(I=G+H)	230,999	470,367	2.04	169,062	204,575	1.21
営業等所得税(J)	10,794	14,246	1.32	9,236	9,533	1.03
農業所得税(K)	539	946	1.75	548	955	1.74
申告労働所得税(L=J+K)	11,333	14,355	1.27	9,784	9,764	1.00
労働所得税(M=I+L)	242,332	483,993	2.00	178,845	214,030	1.20
所得税移譲額(N=M*0.08375)	20,295	40,534	2.00	14,978	17,925	1.20
基準財政収入額(O=D+N*0.8)	260,256	372,864	1.43	215,535	214,548	1.00
財政力指数(O/A)	0.52	0.26	0.49	0.50	0.20	0.41
消費税移譲額 (P)	20,293	21,367	1.05	18,130	15,548	0.86
消費税移譲シェア	0.02	0.02	1.05	0.02	0.02	0.86
基準財政収入額(Q=O+P*0.8)	276,490	389,547	1.41	230,038	226,827	0.99
財政力指数(Q/A)	0.55	0.27	0.48	0.53	0.21	0.40

[※]基幹税移譲シミュレーションに基づき作成。

上, 埼玉, 千葉, 静岡 3 県では0.83~0.88である。これらの 6 府県は地方交付税の不交付団体になるか, ごくわずかの交付税の交付を受けるだけとなり, 財政的にきわめて高い自立性を獲得する。また中位グループ A の 9 団体の中では福岡, 京都, 兵庫, 広島(以上4 府県には政令指定都市=大都市がある), 茨城の 5 府県の財政力指数はいずれのケースでも0.63~0.70とかなり高い水準となる。栃木, 群馬, 宮城, 三重の 4 県では0.60を超える。([図表6]参照)

財政力指数の変動係数においても目立った違いは認められない。それは所得税単独移譲で0.51, 東京都を除いたとき0.42であるのに対して,両税併用のケースではそれぞれ0.48, 0.40である。このように財政力指数に関しては,変動係数を含めて地方税拡充の2つのオプションの間に,ほとんど差異はない。労働所得税収の変動係数は全府県平均で2.00, 東京都をのぞく府県平均で1.20であるのに対し,消費税収についてはそれぞれ1.05, 0.86である。東京都をのぞいた場合でも0.34の差異があるが,所得税との併用,既存税収との合算の影響を受けて目立った差異が解消するのである。([図表7]参照)

2. 財政自立度 {(地方税収入/地方全収入)×100%} の上昇

次に財政自立度,すなわち地方税収が府県収入全体に占めるウェイトの上昇度を見る。第1次 改革後,それは29.0%であったが,住民税単独拡充のケースで31.8%(2.8%ポイントの増),両税 併用のケースで32.2%(3.2%ポイントの増)となる。東京を除く46府県の平均では28.0%からそ れぞれ,30.6%(2.6%ポイントの増),31.1%(3.1%ポイントの増)となる。財政自立度の上昇幅 は両税併用のケースの方が大きい。経済の低迷期で,所得の増加率が消費支出の増加率を下回っ ていることの影響だと考えられる。

第1次改革後に財政自立度が50%を越える団体は3府県であったが、いずれの地方税拡充のオプションでも7団体となる。他方、財政自立度が20%未満の団体は第1次改革後14府県あったが、住民税単独で11府県に、両税併用で8府県となる。([図表8,9]参照)

[図表8] 財政自立度階級別団体数の変化

2004年ベース

	第1次改革後	住民税単独	両税併用
0%以上10%未満	0	0	0
10~20未	14	11	8
20~30未	16	16	19
30~40未	10	11	10
40~50未	4	2	3
50%以上	3	7	7
合 計	47	47	47

3. 地方交付税依存度の低下

財政自立が上昇するのと反対に、地方交付税(一般補助金)のウェイト、すなわち依存度は低下する。第1次改革後に全国平均は21.3%(東京を除く平均は21.8%)であったのに対し、住民税

[図表9] 財政自立度の変化

2004年ベース (単位:百万円,%)

			三位一体改	三位一体前	<i>→ n.</i> n.	tt. 11.44	三位一体後		W VL 48 50 76	単独移譲後			両税移譲後
		歳入総額	革前:地方	財政自立	三位一体 移譲額	三位一体後 :地方税	: 財政自立	単独移譲額	単独移譲後 :地方税	:財政自立 度(%)	両税移譲額	両税移譲後 : 地方税	:財政自立 度(%)
			税	度(%)			度(%) 首都東京			及 (%)			及 (%)
東	京	6,308,982	4,236,959	67.2%	605,186	4,842,145	76.8%	529,755	5,371,900	85.1%	384.713	5,226,857	82.8%
平	均	6,308,982	4,236,959	67.2%	605,186	4,842,145	76.8%	529,755		85.1%	384,713		82.8%
					,		上位グルー				,		
爱	知	2,126,668	1,031,803	48.5%	139,191	1,170,994	55.1%	121,842	1,292,836	60.8%	116,724	1,287,717	60.6%
神系	長川	1,754,839	974,989	55.6%	155,469	1,130,458	64.4%	136,091	1,266,550	72.2%	125,270	1,255,728	71.6%
大	阪	2,650,286	1,055,896	39.8%	189,123	1,245,019	47.0%	165,550	1,410,569	53.2%	153,139	1,398,158	52.8%
埼	玉	1,557,104	664,997	42.7%	106,697	771,694	49.6%	93,399	865,093	55.6%	90,356	862,050	55.4%
千	葉	1,454,700	584,610	40.2%	87,506	672,116	46.2%	76,599	748,715	51.5%	79,631	751,747	51.7%
静	岡	1,138,312	469,119	41.2%	54,207	523,326	46.0%	47,450	570,776	50.1%	52,912	576,238	50.6%
平	均	1,780,318	796,902	44.7%	122,032	918,934	51.4%	106,822	1,025,756	57.2%	103,005	1,021,940	57.1%
Aver	tret						位グルーフ						
福	岡	1,491,205	500,172	33.5%	63,456	563,628	37.8%	55,547	619,175	41.5%	63,799	627,428	42.1%
茨	城	1,008,094	336,659	33.4%	33,703	370,362	36.7%	29,502	399,865	39.7%	35,593	405,955	40.3%
京	都自	811,384	255,468	31.5%	39,929	295,397	36.4%	34,952	330,349	40.7%	38,154	333,551	41.1%
<u>広</u>	島庫	992,686 2,105,278	296,510	29.9%	42,068	338,578	34.1%	36,825	375,403	37.8%	38,949	377,528	38.0% 32.7%
栃	木	820,324	538,937 248,821	25.6% 30.3%	77,339 23,774	616,276 272,594	29.3% 33.2%	67,699 20,811	683,976 293,405	32.5% 35.8%	72,106 25,791	688,383 298,385	36.4%
群	馬	757,104	222,802	29.4%	24,632	247,434	32.7%	21,562	268,996	35.5%	25,791	273,230	36.1%
宮	城	806,192	249,129	30.9%	27,683	276,812	34.3%	24,232	301,044	37.3%	28,732	305,544	37.9%
Ξ	重	689,865	220,331	31.9%	22,179	242,510	35.2%	19,414	261,924	38.0%	22,852	265,362	38.5%
平	均	1,053,570	318,759	30.7%	39,418	358,177	34.4%	34,505	392,682	37.6%	39,086	397,263	38.1%
Ė		,,	,		,		位グルーフ	-	,			,_50	
岐	阜	789,691	217,407	27.5%	28,560	245,967	31.1%	25,000	270,967	34.3%	27,681	273,648	34.7%
滋	賀	523,659	150,398	28.7%	13,921	164,319	31.4%	12,186	176,505	33.7%	15,305	179,624	34.3%
岡	山	820,385	196,488	24.0%	21,877	218,365	26.6%	19,151	237,516	29.0%	23,458	241,824	29.5%
石	Л	543,817	129,181	23.8%	15,703	144,884	26.6%	13,746	158,630	29.2%	16,012	160,896	29.6%
奈	良	490,456	117,436	23.9%	19,349	136,785	27.9%	16,937	153,722	31.3%	16,663	153,448	31.3%
香	Л	472,512	107,821	22.8%	12,898	120,719	25.5%	11,290	132,009	27.9%	13,594	134,312	28.4%
長	野	876,237	233,510	26.6%	26,228	259,737	29.6%	22,959	282,696	32.3%	29,962	289,700	33.1%
富	<u> </u>	549,717	119,638	21.8%	14,761	134,398	24.4%	12,921	147,319	26.8%	14,803	149,201	27.1%
新	島	875,329	218,184	24.9%	18,446	236,630	27.0%	16,147	252,776	28.9%	23,883	260,513	29.8%
北海	湯	1,557,425 2,625,406	252,257 554,100	16.2% 21.1%	25,079 64,896	277,336 618,996	17.8% 23.6%	21,954 56,807	299,290 675,803	19.2% 25.7%	28,995 72,428	306,331 691,424	19.7% 26.3%
L	- 口	754,676	154,794	20.5%	15,848	170,642	22.6%	13,873	184,515	24.4%	17,847	188,489	25.0%
爱	媛	658,311	132,227	20.1%	15,692	147,919	22.5%	13,736	161,655	24.4%	17,493	165,412	25.1%
熊	本	763,097	162,896	21.3%	18,710	181,606	23.8%	16,378	197,985	25.9%	21,743	203,349	26.6%
福	井	505,955	102,542	20.3%	10,018	112,560	22.2%	8,769	121,329	24.0%	10,830	123,390	24.4%
Ш	梨	485,860	103,043	21.2%	10,073	113,116	23.3%	8,817	121,933	25.1%	11,695	124,811	25.7%
徳	島	547,738	84,816	15.5%	8,275	93,091	17.0%	7,244	100,335	18.3%	9,501	102,592	18.7%
平	均	814,133	178,632	22.4%	20,020	198,651	24.9%	17,524	216,176	27.1%	21,876	220,527	27.6%
						-	下位グルー	プ					
Ш	形	613,688	110,940	18.1%	11,296	122,236	19.9%	9,888	132,123	21.5%	14,342	136,577	22.3%
大	分	600,117	109,704	18.3%	11,254	120,959	20.2%	9,852	130,810	21.8%	13,853	134,812	22.5%
佐	賀	438,113	84,984	19.4%	7,634	92,617	21.1%	6,682	99,299	22.7%	9,981	102,598	23.4%
和哥		521,883	90,035	17.3%	10,178	100,213	19.2%	8,909	109,122	20.9%	11,416	111,629	21.4%
鹿り	_	868,494	142,692	16.4%	16,080	158,772	18.3%	14,076	172,847	19.9%	19,798	178,570	20.6%
青 沖	森縄	771,574 587,597	133,757 95,638	17.3% 16.3%	12,715 10,331	146,472	19.0% 18.0%	11,131 9,044	157,603	20.4% 19.6%	15,953 12,317	162,425 118,286	21.1%
岩岩	手	747,047	125,769		12,301	105,969 138,070		-	115,013 148,837	19.6%	15,821		
宮	崎	611,299	94,779	15.5%	11,117	105,896	17.3%	9,731	115,627	18.9%	12,928	118,824	19.4%
長	崎	734,727	109,869	15.0%	13,372	123,241	16.8%	11,705	134,946	18.4%	16,787	140,029	19.1%
秋	<u> </u>	695,740	99,058	14.2%	9,893	108,951	15.7%	8,660	117,611	16.9%	12,640	121,591	17.5%
鳥	取	407,085	56,480	13.9%	5,711	62,192	15.3%	5,000	67,191	16.5%	7,321	69,513	17.1%
高	知	495,184	63,565	12.8%	7,877	71,442	14.4%	6,895	78,337	15.8%	9,471	80,913	16.3%
島	根	589,652	65,643	11.1%	7,166	72,810	12.3%	6,273	79,083	13.4%	8,630	81,440	13.8%
平	均	620,157	98,779	15.9%	10,495	109,274	17.6%	9,187	118,461	19.0%	12,947	122,221	19.6%
合	計	48,995,491	16,306,851	1,214.4%	2,179,400	18,486,251	1,363.8%	1,907,759	20,394,010	1,494.6%	1,907,672	20,393,924	1,512.7%
全国	平均	1,042,457	346,954	25.8%	46,370	393,324	29.0%	40,591	433,915	31.8%	40,589	433,913	32.2%
東京く合		42,686,509	12,069,892	1,147.2%	1,574,214	13,644,107	1,287.1%	1,378,003	15,022,110	1,409.5%	1,522,960	15,167,066	1,429.9%
東京く平	を除 均	927,968	262,389	24.9%	34,222	296,611	28.0%	29,957	326,568	30.6%	33,108	329,719	31.1%

※基幹税移譲シミュレーション、地方財政統計年報平成18年度版(平成16年度決算)に基づき作成。

単独のケースで19.5% (同19.9%),両税併用で19.1% (同19.5%) へとそれぞれ,1.8%ポイント,2.2%ポイント低下する。個別に見ると10%未満の団体は第1次改革後の4つから7つに増加する。さらに15%未満の依存度でみると7団体から住民税単独で13に,両税併用で14に増加する。依存度25%以上の府県は第1次改革後20団体あったが,2つのオプションのいずれにおいても15に減少する。([図表10, 11] 参照)

[図表10] 交付税依存度階級別団体数の変化

2004年ベース

	第1次改革後	単独移譲後	両税移譲後
0%以上5%未	4	4	4
5%~10%未	0	3	3
10%~15%未	3	6	7
15%~20%未	10	7	7
20%~25%未	10	12	11
25%~30%未	17	14	14
30%以上	3	1	1
合 計	47	47	47

[図表12] 府県グループ別の税源集中度(2004年ベース)

単独移譲

(単位:百万円 %)

				(单位・日月日, 70)
府県グループ (団体数)	移譲額	税源集中度(%)	グループ別1団体 当り移譲額	グループ別1団体 当り集中度(%)
首都東京(1)	529,755	27.8%	529,755	27.8%
上位グループ(6)	640,932	33.6%	106,822	5.6%
中位グループ A (9)	310,545	16.3%	34,505	1.8%
中位グループ B (17)	297,914	15.6%	17,524	0.9%
下位グループ(14)	128,613	6.7%	9,187	0.5%
全国 (47)	1,907,759	100.0%		

両税移譲

(単位:百万円,%)

府県グループ (団体数)	移譲額	税源集中度(%)	グループ別1団体 当り移譲額	グループ別1団体 当り集中度(%)
首都東京(1)	384,713	20.2%	384,713	20.2%
上位グループ(6)	618,032	32.4%	103,005	5.4%
中位グループ A(9)	351,775	18.4%	39,086	2.0%
中位グループ B(17)	371,895	19.5%	21,876	1.1%
下位グループ (14)	181,258	9.5%	12,947	0.7%
全 国 (47)	1,907,672	100.0%		

[図表11] 交付税依存度の変化 2004年ベース (単位:百万円,%)

				[[2]27]		け及い 久化	2004年~	ベース (単位:	自力円,%
	区 分		歳入総額	三位一体改 革後:普通 交付税額	三位一体改革 後:交付税依 存度(%)	単独移譲 : 移譲後額 交付税額	単独移譲:移 課後受付税 存度(%)	両税移譲: 移機額 炎付税額	両税移譲:移 譲後交(%)
					首都東京				
東	京	都	6,308,982	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
平		均	6,308,982	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
					上位グルー	プ			
愛	知	県	2,126,668	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
神	奈 川	県	1,754,839	25,051	1.4%	0	0.0%	0	0.0%
大	阪	府	2,650,286	130,656	4.9%	0	0.0%	8,144	0.3%
埼	玉	県	1,557,104	157,608	10.1%	82,889	5.3%	85,324	5.5%
千	葉	県	1,454,700	150,429	10.3%	89,150	6.1%	86,724	6.0%
静	岡	県	1,138,312	119,207	10.5%	81,247	7.1%	76,877	6.8%
平		均	1,780,318	97,159	6.2%	42,214	3.10%	42,845	3.08%
			, ,	,	中位グルーフ	^ A		,	
福	畄	県	1,491,205	232,649	15.6%	188,211	12.6%	181,610	12.2%
茨	城	県	1,008,094	158,759	15.7%	135,157	13.4%	130,284	12.9%
京	都	府	811,384	148,336	18.3%	120,375	14.8%	117,813	14.5%
広	島	県	992,686	176,571	17.8%	147,111	14.8%	145,412	14.6%
兵	庫	県	2,105,278	322,829	15.3%	268,669	12.8%	265,143	12.6%
栃	- 本	県	820,324	134,698	16.4%	118,050	14.4%	114,066	13.9%
群	馬	県	757,104	133,445	17.6%	116,196	15.3%	112,808	14.9%
宮	城	県	806,192	156,607	19.4%	137,221	17.0%	133,621	16.6%
=	重	- 県	689,865	136,757	19.4%	121,226	17.6%	118,475	17.2%
平	-8-	均	1,053,570	177,850	17.3%	150,246	14.8%	146,581	14.4%
4		12)	1,053,570	177,850			14.8%	146,381	14.4%
岐	阜	県	789,691	166,925	中位グルーフ 21.1%	146,925	18.6%	144,780	18.3%
滋	早 賀	県	523,659	111,639	21.1%	101,890	19.5%	99,395	19.0%
岡	 山	県	,	164,176		148,855	18.1%	145,409	
	<u>Ш</u>		820,385		20.0%			- ,	17.7%
石左		県	543,817 490,456	124,191	26.2%	113,194	20.8%	111,381	20.5%
奈	良 川	県		128,469		114,920	23.4%	115,139 93,202	23.5%
香		県	472,512	104,077	22.0%	95,045	20.1%		19.7%
長	野	県	876,237	219,534	25.1%	201,167	23.0%	195,564	22.3%
富		県	549,717	126,317	23.0%	115,981	21.1%	114,475	20.8%
福	島	県	875,329	220,236	25.2%	207,319	23.7%	201,129	23.0%
新	潟	県	1,557,425	267,772	17.2%	250,209	16.1%	244,576	15.7%
北	海	道	2,625,406	626,905	23.9%	581,459	22.1%	568,962	21.7%
<u> </u>	400	県	754,676	175,124	23.2%	164,026	21.7%	160,846	21.3%
愛	媛	県	658,311	166,036	25.2%	155,048	23.6%	152,042	23.1%
熊	本	県	763,097	207,923	27.2%	194,820	25.5%	190,528	25.0%
福	井	県	505,955	119,445	23.6%	112,430	22.2%	110,781	21.9%
Ш	梨	県	485,860	121,750	25.1%	114,696	23.6%	112,394	23.1%
徳	島	県	547,738	130,486	23.8%	124,691	22.8%	122,885	22.4%
平		均	814,133	187,118	23.3%	173,098	21.5%	169,617	21.1%
L					下位グルー				
Ш	形	県	613,688	177,751	29.0%	169,841	27.7%	166,278	27.1%
大	分	県	600,117	174,641	29.1%	166,760	27.8%	163,558	27.3%
佐	賀	県	438,113	128,973	29.4%	123,627	28.2%	120,988	27.6%
和	歌 山	県	521,883	153,519	29.4%	146,392	28.1%	144,387	27.7%
鹿	児島	県	868,494	262,521	30.2%	251,261	28.9%	246,683	28.4%
青	森	県	771,574	218,097	28.3%	209,193	27.1%	205,335	26.6%
沖	縄	県	587,597	172,101	29.3%	164,866	28.1%	162,247	27.6%
岩	手	県	747,047	224,406	30.0%	215,792	28.9%	211,750	28.3%
宮	崎	県	611,299	178,324	29.2%	170,539	27.9%	167,981	27.5%
長	崎	県	734,727	219,545	29.9%	210,180	28.6%	206,115	28.1%
秋	Н	県	695,740	198,446	28.5%	191,518	27.5%	188,334	27.1%
鳥	取	県	407,085	121,350	29.8%	117,350	28.8%	115,493	28.4%
高	知	県	495,184	159,713	32.3%	154,197	31.1%	152,136	30.7%
島	根	県	589,652	172,977	29.3%	167,959	28.5%	166,073	28.2%
平		均	620,157	183,026	29.6%	175,677	28.4%	172,668	27.9%
合		計	48,995,491	7,926,973	1,003.0%	7,007,651	914.5%	6,877,149	897.4%
全	国 平	均	1,042,457	168,659	21.3%	149,099	19.5%	146,322	19.1%
-	でを除くる		42,686,509	7,926,973	1,003.0%	7,007,651	914.5%	6,877,149	897.4%
_	をのぞく全国		927,968	172,325	21.8%	152,340	19.9%	149,503	19.5%
	トキ人も4.4を治療さ	1179			上1.670			140,000	13.370

※基幹税移譲シミュレーション、地方財政統計年報平成18年度版(平成16年度決算)に基づき作成。

4. 税源偏在度の特徴

以上に見たように、2つのオプションは3つの指標に対する効果においてほとんど差異がない。 次に検討しなければならないのは、税源偏在の度合いにどれほどの差異があるか、という問題で ある。地方税拡充による増収額のウェイトを税源偏在度とすると、そこには一定の差異が観察さ れる。

住民税単独拡充のケースでは5つのグループにおいて東京都の増収額の全体に占める割合が27.8%であるのに対し、両税併用のケースの割合は20.2%と7.6%ポイントの違いがある。上位グループ(6 府県)のウェイトは単独拡充のケースで33.6%、両税併用で32.4%であり、その差異は1.2%ポイントである。これとは反対に下位グループ(14団体)では単独拡充で6.7%であるのに対し、両税併用では9.5%であり、後者のウェイトが2.8%ポイント高い。中位グループBではそれぞれ15,6%、19.5%と両税併用の場合が3.9%ポイント高い。したがって税源偏在度自体では、両税併用の方が優位であると言える。([図表12]参照)

Ⅳ. シミュレーションの分析とその含意(2)-1997年ベース-

2004年ベースのシミュレーションは経済成長率が低く、税収が停滞的であった時のそれにあたる。これに対して1997年は近年では景気の回復局面であるので、97年ベースのシミュレーションは所得税収が相対的に伸張した年のそれとなる。

所得税単独移譲では府県に対して最低税率部分2.5%分(市町村と合わせて,5%分)は2004年ベースと同様であるが、移譲税額=個人住民税の拡充額は2.54兆円(2兆5409億円)である。両税併用では所得税移譲1.25%,1.27兆円(1兆2705億円)、消費税移譲0.546%,1.27兆円(1兆2701億円)、計2.54兆円である。この基礎数値にもとづいて、2つのオプションについて各府県帰属額が2004年ベースと同様の方法で推計される。

97年ベースのシミュレーションおいて、税源移譲=地方税拡充が府県財政に与える結果とその 含意は次の通りである。

1. 財政力指数

第1次税源移譲(2006年)後と比較して、財政力指数の上昇度は2つのオプションともほぼ同様の傾向である。財政力指数1.0以上は2団体 \Rightarrow 4となる。0.8以上 \sim 1.0未満は2 \Rightarrow 3,0.6 \sim 0.8は5 \Rightarrow 10,0.4 \sim 0.6は18 \Rightarrow 15,0.4未満は20 \Rightarrow 15団体、である。([図表13] 参照)

第1次改革後(2006年)の東京都を除く46道府県の平均は0.47からいずれのケースでも0.55 (東京都を加えると0.57)となる。府県グループ別にみると、上位グループの平均は0.86から単独移譲で1.02、両税併用で1.01となる。中位グループ A (9 府県)では0.57からいずれのケースも0.67へと0.1ポイント上昇する。これに対して下位グループ14県の平均は0.29からそれぞれのケースで0.33、0.34へと0.04、0.05ポイント増大するにすぎない。中位グループ B の17道県平均でも0.7ポイントの増加幅である。

団体別では上位グループの愛知、神奈川、大阪の3府県がいずれのケースでも1.0を超え、不

交付団体となる。埼玉、千葉、静岡の3県は $0.76\sim0.78$ から $0.87\sim0.92$ となる。中位グループAの9県は $0.55\sim0.62$ から $0.64\sim0.72$ へと上昇する。この中で福岡、茨城、京都、兵庫、広島の5府県はいずれも0.67以上となる。中位グループBに属する17県の中では岐阜県が0.51から単独移譲、両税併用とも0.60に、滋賀県が0.50からいずれも0.57に、岡山県が0.48から、それぞれ0.56、0.57となる。このように東京都を除いても、18府県が財政力指数0.6前後以上の水準となり、国への財政的依存を低下させ、標準的行政の費用の相当部分を自身で確保できる見込みがある。([図表13, 14, 15] 参照)

	三位一体 改革後	単独移譲: 1997年ベース	両税移譲: 1997年ベース	単独移譲: 2004年ベース	両税移譲: 2004年ベース
0 以上0.1未満	0	0	0	0	0
0.1~0.2	0	0	0	0	0
0.2~0.3	6	2	2	3	3
0.3~0.4	14	13	13	12	12
0.4~0.5	9	8	8	12	10
0.5~0.6	9	7	7	4	6
0.6~0.7	2	7	8	9	8
0.7~0.8	3	3	2	0	1
0.8~0.9	1	2	2	3	3
0.9~1.0	1	1	1	0	1
1.0以上	2	4	4	4	3
合 計	47	47	47	47	47

「図表13】 財政力指数階級別団体数の変化

[図表14]	半均財政力指数の変化
--------	------------

	三位一体 改革後	単独移譲: 1997年ベース	両税移譲: 1997年ベース	単独移譲: 2004年ベース	両税移譲: 2004年ベース
首都東京	1.43	1.73	1.69	1.72	1.64
上位グループ	0.86	1.02	1.01	0.98	0.97
中位グループ A	0.57	0.67	0.67	0.64	0.65
中位グループ B	0.42	0.49	0.49	0.47	0.48
下位グループ	0.29	0.33	0.34	0.32	0.33
全国平均	0.49	0.57	0.57	0.55	0.55
東京を除く全国平均	0.47	0.55	0.55	0.52	0.53

中位グループ B では上記の 3 県の他に石川、奈良、香川、長野、富山の 5 県が 2 つのオプションのいずれにおいても0.50を超える。下位グループ14県に関しては、いずれのケースでも財政力指数0.35未満が鳥取、島根、高知の各県など 8 県あり、地方交付税(地方税に準じた一般補助金)が大きな柱とならざるをえないことを示している。

両税併用のケースと比較すると,単独移譲は首都東京並びに上位グループに相対的に税収を手厚く配分するが,他方で両税併用は逆に下位のグループに対してより多くの配分を行う。また団体別で見た場合,単独移譲による財政力指数が両税併用のケースよりも高くなるのは東京都,愛

[図表15] 所得税単独,及び両税併用移譲による財政力指数の変化

1997年ベース

			三位一体 改革後	単独移譲後: 1997年ベース	上昇幅	上昇率	両税移譲後: 1997年ベース	上昇幅	上昇率	単独移譲後:	両税移譲後: 2004年ベース
首 都	東	京	1.43	1.73	0.30	0.21	1.69	0.26	0.18	1.72	1.64
東京	平力	均	1.43	1.73	0.30	0.21	1.69	0.26	0.18	1.72	1.64
	愛	知	1.05	1.20	0.16	0.15	1.20	0.16	0.15	1.17	1.17
	神奈	Ш	0.97	1.16	0.20	0.20	1.15	0.18	0.19	1.11	1.10
1 44 25		仮	0.87	1.07	0.21	0.24	1.04	0.18	0.21	1.00	0.99
上位グ ループ		E	0.78	0.91	0.13	0.17	0.89	0.12	0.15	0.88	0.88
		葉	0.76	0.89	0.13	0.18	0.92	0.16	0.21	0.86	0.86
		尚	0.76	0.87	0.11	0.14	0.87	0.11	0.15	0.83	0.84
		均	0.86	1.02	0.16	0.18	1.01	0.15	0.18	0.98	0.97
		闿	0.62	0.71	0.10	0.16	0.72	0.11	0.17	0.69	0.70
		城	0.62	0.71	0.09	0.14	0.72	0.09	0.15	0.68	0.69
		都	0.58	0.70	0.12	0.21	0.69	0.12	0.20	0.66	0.66
中位グ		島	0.56	0.67	0.11	0.19	0.67	0.11	0.19	0.64	0.64
甲位クループ		車_	0.56	0.68	0.12	0.21	0.68	0.12	0.22	0.63	0.64
A		木	0.57	0.64	0.07	0.13	0.65	0.08	0.14	0.62	0.64
		. 無	0.56	0.64	0.08	0.14	0.64	0.09	0.15	0.61	0.63
		城_	0.55	0.64	0.09	0.16	0.64	0.09	0.17	0.60	0.61
		重	0.55	0.64	0.08	0.15	0.64	0.09	0.16	0.60	0.61
		均	0.57	0.67	0.09	0.17	0.67	0.10	0.17	0.64	0.65
		阜	0.51	0.60	0.09	0.17	0.60	0.09	0.17	0.57	0.57
		賀	0.50	0.57	0.07	0.13	0.57	0.07	0.14	0.54	0.55
		Щ_	0.48	0.56	0.07	0.16	0.57	0.08	0.18	0.53	0.54
		Ш	0.45	0.52	0.07	0.17	0.53	0.08	0.17	0.50	0.51
		良	0.43	0.51	0.08	0.18	0.50	0.07	0.16	0.49	0.49
	, ,	川_ 野	0.44	0.52	0.08	0.18	0.52	0.08	0.18	0.49	0.50
		ΞŢ Ш		0.52 0.51	0.08	0.17	0.52 0.52	0.08	0.18	0.49	0.50
中位グ		<u>出_</u> 島	0.43	0.48	0.06	0.13	0.32	0.09	0.20	0.48	0.48
ループ		四_ 潟	0.43	0.48	0.06	0.15	0.49	0.07	0.16	0.46	0.48
В	北海		0.42	0.47	0.06	0.16	0.48	0.07	0.17	0.45	0.47
			0.39	0.45	0.06	0.15	0.47	0.07	0.18	0.43	0.44
		媛	0.38	0.45	0.06	0.17	0.46	0.07	0.20	0.42	0.43
		本	0.37	0.43	0.06	0.16	0.44	0.07	0.18	0.41	0.43
		. 井	0.37	0.44	0.06	0.17	0.44	0.07	0.18	0.41	0.42
		<u>.</u> 梨	0.37	0.43	0.05	0.14	0.44	0.06	0.17	0.41	0.42
		島	0.34	0.38	0.04	0.12	0.39	0.05	0.14	0.37	0.38
	平力	均	0.42	0.49	0.07	0.16	0.49	0.07	0.17	0.47	0.48
		形	0.33	0.38	0.05	0.16	0.39	0.06	0.18	0.36	0.37
	大	分	0.32	0.37	0.05	0.14	0.38	0.06	0.18	0.35	0.37
	佐	賀	0.32	0.36	0.04	0.13	0.37	0.05	0.16	0.35	0.36
	和歌山	_	0.31	0.37	0.05	0.17	0.37	0.06	0.19	0.35	0.35
	鹿児	島	0.30	0.34	0.04	0.12	0.35	0.05	0.16	0.33	0.34
		森	0.30	0.35	0.04	0.15	0.35	0.05	0.17	0.33	0.34
下位が	沖	縄	0.30	0.33	0.03	0.11	0.34	0.04	0.13	0.33	0.34
下位グ ループ		手_	0.30	0.35	0.04	0.14	0.35	0.05	0.16	0.33	0.34
ļ [/]		崎	0.29	0.33	0.04	0.14	0.34	0.05	0.17	0.32	0.33
		崎	0.28	0.33	0.05	0.18	0.34	0.06	0.21	0.31	0.32
			0.28	0.32	0.04	0.15	0.33	0.05	0.18	0.30	0.31
		取	0.26	0.30	0.04	0.16	0.30	0.05	0.18	0.28	0.29
		知	0.24	0.28	0.04	0.16	0.29	0.04	0.18	0.27	0.28
		根	0.23	0.27	0.04	0.15	0.27	0.04	0.18	0.25	0.26
∧ □ (1)		均	0.29	0.33	0.04	0.15	0.34	0.05	0.17	0.32	0.33
全国(1)	全国平		0.49	0.57	0.08	0.17	0.57	0.09	0.17	0.55	0.55
全国(2)	東京を除 全国平	i〈 均	0.47	0.55	0.08	0.16	0.55	0.08	0.17	0.52	0.53

※基幹税移譲シミュレーションに基づき作成。

「図表16】 基幹税移譲のシミュレーション

所得税単独移譲のシミュレーション概要:①比例税5%部分を移譲する。②3大都市圏における都府県間の 就業による移動を調整している。 1997年ベース (単位:百万円)

	平 均	標準偏差	変動係数	東京を除く 平均	東京を除く 標準偏差	東京を除く 変動係数
基準財政需要額(A)	398,367	263,725	0.66	375,029	211,965	0.57
基準財政収入額(B)	206,923	268,587	1.30	176,175	168,278	0.96
移譲前財政力指数(B/A)	0.42	0.19	0.44	0.41	0.16	0.39
2006年度税源移譲額(C)	46,370	83,228	1.79	35,847	41,960	1.17
基準財政収入額(D=B+C*0.8)	244,019	334,119	1.37	204,852	201,032	0.98
三位一体改革後の財政力指数(D/A)	0.49	0.23	0.47	0.47	0.19	0.40
給与所得(E)	279,870	570,932	2.04	204,717	248,704	1.21
報酬料金等所得(F)	24,665	73,759	2.99	14,234	18,274	1.28
給与所得税(G=E+F)	304,535	643,352	2.11	218,951	266,819	1.22
給与所得税の調整額(H)	_	_	_	_	_	_
調整後給与所得税(I=G+H)	304,535	559,076	1.84	233,480	277,386	1.19
営業等所得税(J)	9,355	10,315	1.10	8,479	8,478	1.00
農業所得税(K)	578	644	1.11	587	648	1.10
その他事業所得税(L)	7,960	10,642	1.34	6,713	6,410	0.95
申告労働所得税(M=J+K+L)	17,893	20,581	1.15	15,779	14,769	0.94
労働所得税(N=I+M)	322,428	578,711	1.79	249,258	291,764	1.17
所得税移譲シェア	0.02	0.04	1.79	0.02	0.02	1.17
基礎税率部分の各府県帰属額(O)	216,252	388,140	1.79	167,177	195,685	1.17
所得税単独移譲額(P=O+C*0.25)	54,063	97,035	1.79	41,794	48,921	1.17
基準財政収入額(Q=D+P*0.8)	287,270	410,949	1.43	238,288	239,505	1.01
財政力指数(Q/A)	0.57	0.28	0.50	0.55	0.23	0.42

(出所) 地方財政統計年報平成11年度版(平成9年決算), 第127回国税庁統計年報書(平成9年度版), 国勢調査平成12年度版から作成。

所得・消費両税移譲のシミュレーション概要:①比例税2.5%部分の移譲及び消費税1.092%移譲 ② 3 大都 市圏における都府県間の就業による移動を調整している。③消費税のシェアは1997年度地方消費税収の比率 1997年ベース (単位:百万円)

	平 均	標準偏差	変動係数	東京を除く 平均	東京を除く 標準偏差	東京を除く 変動係数
基準財政需要額(A)	398,36	7 263,725	0.66	375,029	211,965	0.57
基準財政収入額(B)	206,92	3 268,587	1.30	176,175	168,278	0.96
移讓前財政力指数(B/A)	0.4	2 0.19	0.44	0.41	0.16	0.39
2006年度税源移譲額(C)	46,37	0 83,228	1.79	35,847	41,960	1.17
基準財政収入額(D=B+C*0.8)	244,01	9 334,119	1.37	204,852	201,032	0.98
三位一体改革後の財政力指数(D/A)	0.4	9 0.23	0.47	0.47	0.19	0.40
給与所得(E)	279,87	0 570,932	2.04	204,717	248,704	1.21
報酬料金等所得(F)	24,66	5 73,759	2.99	14,234	18,274	1.28
給与所得税(G=E+F)	304,53	5 643,352	2.11	218,951	266,819	1.22
給与所得税の調整額(H)	-	- -	_	_	_	_
調整後給与所得税(I=G+H)	304,53	5 559,076	1.84	233,480	277,386	1.19
営業等所得税(J)	9,35	5 10,315	1.10	8,479	8,478	1.00
農業所得税(K)	57	8 644	1.11	587	648	1.10
その他事業所得税(L)	7,96	0 10,642	1.34	6,713	6,410	0.95
申告労働所得税(M=J+K+L)	17,89	3 20,581	1.15	15,779	14,769	0.94
労働所得税(N=I+M)	322,42	8 578,711	1.79	249,258	291,764	1.17
所得税移譲シェア	0.0	2 0.04	1.79	0.02	0.02	1.17
基礎税率部分の各府県帰属額(O)	216,25	2 388,140	1.79	167,177	195,685	1.17
所得税単独移譲額(P=O+C*0.125)	27,03	1 48,617	1.79	20,897	24,461	1.17
基準財政収入額(Q=D+P*0.8)	265,64	4 372,493	1.40	221,570	220,238	0.99
財政力指数(Q/A)	0.5	3 0.26	0.48	0.51	0.21	0.41
消費税移譲額(R)	27,02	39,099	1.45	22,197	21,067	0.95
消費税移譲シェア	0.0	2 0.03	1.45	0.02	0.02	0.95
基準財政収入額(S=O+R*0.8)	287,26	3 403,536	1.40	239,328	236,780	0.99
財政力指数(S/A)	0.5	7 0.28	0.48	0.55	0.22	0.41

(出所) 地方財政統計年報平成11年度版(平成9年決算),第127回国税庁統計年報書(平成9年度版),国勢調査平成12年度版から作成。

知県、神奈川県、大阪府、埼玉県、京都府、広島県、奈良県の8団体であり、その他の道県は両税併用のケースのほうが若干ではあるが単独移譲より大きい。京都府、広島県は2004年の場合そうではなかったが、所得税収が大きい1997年の場合には単独移譲によるほうが財政力指数は大きくなる。つまり、大都市=政令指定都市を有する効果があらわれるといえる。(巻末の[付表3a~f]参照)

財政力指数の変動係数は単独移譲0.50, 両税併用で0.48と大きな差異はない。しかし東京都を除く46道府県ではそれぞれ0.42, 0.41とさらに近似する。97年の労働所得税収の変動係数は全都道府県平均で1.79, 消費税移譲額のそれは1.45であるのに対し, 東京都をのぞく46道府県については, それぞれ1.17, 0.95である。東京都をのぞいても0.22の差異があるが, 2004年ベースと同様両税の併用, 既存税収との合算の影響をうけて大きな差異が解消するのである([図表16] 参照)。

2. 財政自立度

97年ベースの財政自立度の変化については次のような特徴がある。東京都を除く46道府県平均は単独移譲で31.9%(東京都を加えると33.0%)両税併用で32.1%(同33.2%)である。地方税収が50%を超える団体は第1次改革後の3段団体から2つのケースとも7団体となる。個別的には首都東京並びに上位グループに属する6府県である。40%以上~50%未満は4団体から3または4団体であるが、30%以上~40%未満のランクで10団体から12または13団体に増える。20%以上~30%未満の団体数は単独移譲で同数、両税併用で1団体増加するものの、10%以上~20%未満のランクは14団体から7または8団体に減少する。(「図表17」参照)

	三位一体 改革後	単独移譲後: 1997	両税移譲後: 1997	単独移譲後: 2004	両税移譲後: 2004
0 %以上10%未満	0	0	0	0	0
10~20	14	8	7	11	8
20~30	16	16	17	16	19
30~40	10	13	12	11	10
40~50	4	3	4	2	3
50%以上	3	7	7	7	7
合 計	47	47	47	47	47

[図表17] 財政自立度階級別団体数の変化

中位グループ A の 9 府県は財政自立度が平均で34.7%から単独移譲で39.2%へ, 両税併用で39.4%へと増加する。いずれの団体も東京都を除く全国平均を超え, 特に40%近辺を示した福岡県, 京都府, 茨城県は40%を越える。中位グループ B の平均は25.1%からそれぞれ28.3%, 28.6%へと増大する。この中では岐阜県, 滋賀県が35% (34.9~35.9%)を越える。([図表18] 参照)

両税併用のケースと比較すると、単独移譲の場合に首都東京並びに上位グループにおいて相対

					[図	表18]	財政自	立度の	変化	19	97年ベー	ス(単	位:百万	円,%)
	歳入総額	三位一体 改革前: 地方税	三位一体 前:財政 自立度 (%)	三位一体 移譲額	三位一体 後:地方 税	三位一体 後:財政 自立度 (%)	単独移譲 額[1997]	単独移譲 後:地方 税[1997]	単独移譲 後:財政 自立度 (%)[1997]	両税移譲 額[1997]	両税移譲 後:地方 税[1997]	両税移譲 後:財政 自立度 (%)[1997]	単独移譲 後:財政 自立度 (%)[2004]	両税移譲 後:財政 自立度 (%)[2004]
							首都東京							
東京	6,308,982	4,236,959	67.2%	530,427	4,767,386	75.6%	618,424	5,385,810	85.4%	558,224	5,325,610	84.4%	85.1%	82.8%
平均	6,308,982	4,236,959	67.2%	530,427	4,767,386	75.6%	618,424		85.4%	558,224	5,325,610	84.4%	85.1%	82.8%
							上位グルー		1					
愛知	2,126,668		48.5%	135,185	1,166,988	54.9%	157,612		62.3%	157,427	1,324,415	62.3%	60.8%	60.6%
神奈川	1,754,839	974,989	55.6%	158,884	1,133,874	64.6%	185,243	1,319,117	75.2% 56.4%	173,007	1,306,881	74.5%	72.2%	71.6%
大 阪 埼 玉	2,650,286 1,557,104	1,055,896 664,997	39.8% 42.7%	202,915 102,196	1,258,811 767,192	47.5% 49.3%	236,578 119,150	1,495,389 886,342	56.9%	202,361 107,268	1,461,172 874,461	55.1% 56.2%	53.2% 55.6%	52.8% 55.4%
千 葉	1,454,700	584.610	40.2%	88,443	673,053	46.3%	103,116	776,168	53.4%	122,100	795,153	54.7%	51.5%	51.7%
静岡	1,138,312	469,119	41.2%	55,877	524,996	46.1%	65,146	590.142	51.8%	68,015	593,011	52.1%	50.1%	50.6%
平均	1,780,318	796.902	44.7%	123,917	920,819	51.4%	144,474	1,065,293	59.3%	138,363	1,059,182	59.1%	57.2%	57.1%
1 .4	1,100,010	700,002	111170	120,011	020,010		位グループ		001070	100,000	1,000,102	001170	071270	011170
福岡	1,491,205	500,172	33.5%	63,035	563,207	37.8%	73,493	636,700	42.7%	81,013	644,220	43.2%	41.5%	42.1%
茨 城	1,008,094	336,659	33.4%	36,803	373,462	37.0%	42,909	416,371	41.3%	45,530	418,993	41.6%	39.7%	40.3%
京 都	811,384	255,468	31.5%	42,695	298,163	36.7%	49,778	347,941	42.9%	48,083	346,247	42.7%	40.7%	41.1%
広 島	992,686	296,510	29.9%	44,938	341,448	34.4%	52,393	393,842	39.7%	52,040	393,489	39.6%	37.8%	38.0%
兵 庫	2,105,278	538,937	25.6%	85,798	624,735	29.7%	100,032	724,767	34.4%	101,498	726,233	34.5%	32.5%	32.7%
栃木	820,324	248,821	30.3%	23,962	272,782	33.3%	27,937	300,719	36.7%	30,959	303,741	37.0%	35.8%	36.4%
群馬	757,104	222,802	29.4%	25,174	247,977	32.8%	29,351	277,327	36.6%	31,934	279,910	37.0%	35.5%	36.1%
宮城	806,192	249,129	30.9%	30,463	279,592	34.7%	35,517	315,108	39.1%	37,452	317,043	39.3%	37.3%	37.9%
三重	689,865	220,331	31.9%	24,975	245,307	35.6%	29,119	274,425	39.8%	31,580	276,886	40.1%	38.0%	38.5%
平均	1,053,570	318,759	30.7%	41,983	360,741	34.7%	48,948	409,689	39.2%	51,121	411,862	39.4%	37.6%	38.1%
100 100	700 001	015 405	05.50/	00 101	015 500		ロ位グルーフ		05.00/	05.054	000 050	05.00/	04.00/	04.56/
岐 阜 滋 賀	789,691 523,659	217,407 150,398	27.5% 28.7%	30,191 15,044	247,599 165,442	31.4%	35,200	282,798	35.8% 34.9%	35,654	283,253 183,877	35.9% 35.1%	34.3% 33.7%	34.7% 34.3%
岡山	820,385	196,488	24.0%	23,730	220,218	31.6% 26.8%	17,540 27,667	182,982 247,885	30.2%	18,435 31,675	251,893	30.7%	29.0%	29.5%
石川	543,817	129,181	23.8%	17,002	146,183	26.9%	19,823	166,005	30.5%	20,407	166,590	30.6%	29.2%	29.6%
奈良	490,456	117,436	23.9%	19,252	136,688	27.9%	22,446	159,134	32.4%	19,676	156,365	31.9%	31.3%	31.3%
香川	472,512	107,821	22.8%	14,313	122,134	25.8%	16,687	138,821	29.4%	17,465	139,599	29.5%	27.9%	28.4%
長 野	876,237	233,510	26.6%	29,580	263,090	30.0%	34,487	297,577	34.0%	35,611	298,701	34.1%	32.3%	33.1%
富山	549,717	119,638	21.8%	17,234	136,872	24.9%	20,093	156,964	28.6%	21,297	158,168	28.8%	26.8%	27.1%
福島	875,329	218,184	24.9%	21,161	239,344	27.3%	24,671	264,016	30.2%	29,639	268,984	30.7%	28.9%	29.8%
新潟	1,557,425	252,257	16.2%	28,712	280,969	18.0%	33,476	314,445	20.2%	38,423	319,391	20.5%	19.2%	19.7%
北海道	2,625,406	554,100	21.1%	69,155	623,255	23.7%	80,628	703,883	26.8%	90,418	713,673	27.2%	25.7%	26.3%
山口	754,676	154,794	20.5%	17,251	172,045	22.8%	20,113	192,158	25.5%	24,563	196,608	26.1%	24.4%	25.0%
爱媛熊本	658,311	132,227	20.1%	17,282	149,509	22.7%	20,149	169,658	25.8%	23,497	173,006	26.3%	24.6% 25.9%	25.1%
福井	763,097 505,955	162,896 102,542	21.3%	19,928 11,558	182,824 114,100	24.0% 22.6%	23,234 13,475	206,059 127,575	27.0% 25.2%	26,218 14,305	209,043 128,405	27.4% 25.4%	24.0%	26.6% 24.4%
山梨	485,860	102,042	21.2%	10,654	113,697	23.4%	12,422	126,119	26.0%	14,479	128,403	26.4%	25.1%	25.7%
徳島	547,738	84,816	15.5%	8,591	93,407	17.1%	10,016	103,423	18.9%	11,556	104,963	19.2%	18.3%	18.7%
平均	814,133	178,632	22,4%	21,802	200,434	25.1%	25,419	225,853	28.3%	27,842	228,276	28.6%	27.1%	27.6%
							下位グルー							
山形	613,688	110,940	18.1%	13,028	123,968	20.2%	15,189	139,157	22.7%	17,627	141,595	23.1%	21.5%	22.3%
大 分	600,117	109,704	18.3%	12,000	121,704	20.3%	13,991	135,695	22.6%	17,585	139,289	23.2%	21.8%	22.5%
佐 賀	438,113	84,984	19.4%	8,168	93,152	21.3%	9,523	102,675	23.4%	11,524	104,676	23.9%	22.7%	23.4%
和歌山	521,883	90,035	17.3%	11,604	101,638	19.5%	13,529	115,167	22.1%	15,303	116,941	22.4%	20.9%	21.4%
鹿児島	868,494	142,692	16.4%	15,221	157,913	18.2%	17,746	175,659	20.2%	23,124	181,037	20.8%	19.9%	20.6%
青森	771,574	133,757	17.3%	13,936		19.1%	16,248	163,940	21.2%	19,180	166,873		20.4%	21.1%
沖縄	587,597	95,638	16.3%	9,466		17.9%	11,036	116,139	19.8%	13,211	118,314	20.1%	19.6%	20.1%
岩手宮崎	747,047	125,769 94,779	16.8%	13,720	139,489	18.7%	15,996	155,485	20.8%	18,081	157,570 121,389	21.1%	19.9%	20.6%
宮崎長崎	611,299 734,727	109,869	15.5% 15.0%	10,955 14,780	105,734 124,649	17.3% 17.0%	12,772 17,232	118,506 141,881	19.4% 19.3%	15,655 20,849	145,498	19.9% 19.8%	18.9% 18.4%	19.4% 19.1%
秋田	695,740	99,058	14.2%	11,359		15.9%	13,243	123,660	17.8%	15,882	126,299	18.2%	16.4%	17.5%
鳥取	407,085	56,480	13.9%	6,463		15.5%	7,535	70,478	17.3%	8,913	71,856		16.5%	17.1%
高知	495,184	63,565	12.8%	8,363	71,928	14.5%	9,750	81,678	16.5%	11,110	83,037	16.8%	15.8%	16.3%
島 根	589,652	65,643	11.1%	7,929	73,572	12.5%	9,244	82,816	14.0%	10,717	84,289	14.3%	13.4%	13.8%
平均	620,157	98,779	15.9%	11,214	109,993	17.7%	13,074	123,067	19.8%	15,626	125,619	20.2%	19.0%	19.6%
合 計	48,995,491	16,306,851	1214.4%	2,179,400	18,486,251	1370.7%	2,540,958	21,027,209	1553.0%	2,540,570	21,026,821	1562.7%	1494.6%	1512.7%
全 国	1,042,457	346,954	25.8%	46,370	393,324	29.2%	54,063	447,387	33.0%	54,055	447,379	33.2%	31.8%	32.2%
7 10 101	42,686,509	12,069,892	1,147.2%	1,648,973	13,718,865	1,295.1%	1,922,534	15,641,399	1467.6%	1,982,346	15,701,211	1478.3%	1,409.5%	1,429.9%
東京を除 〈 平 均	927,968	262,389	24.9%	35,847	298,236	28.2%	41,794	340,030	31.9%	43,094	341,331	32.1%	30.6%	31.1%

※基幹税移譲シミュレーション,地方財政統計年報平成18年度版(平成16年度決算)に基づき作成。

的に多くの税源が移譲され、中位、下位のグループに対してはより小さくなる。各団体について 見ると、単独移譲のケースが両税併用より財政自立度が高くなるのは東京都、愛知県、神奈川県、 大阪府、埼玉県、京都府、広島県、奈良県の8団体である。残りの39団体は両税併用のケースの ほうが単独移譲より財政自立度が高くなる。

3. 地方交付税依存度の低下

財政自立度は地方交付税(一般補助金)のウェイト,つまり依存度と逆相関にあるので,97年ベースでの低下度を確認する。第1次改革後の普通交付税依存度は東京都を除く46道府県の平均で21.7%(東京都を加えると21.2%)はであったのに対し、単独移譲で19.0%(同18.6%)両税移譲で18.8%(同18.4%)へとそれぞれ2.7%ポイント,2.9%ポイント低下する。個別に見ると、依存度30%以上の団体は3から両者のケースとも1となる。25%以上~30%未満の団体は17から両ケースとも13団体に減少する。富裕団体では10%以上~15%未満が3から7に増加する。また0%以上~10%未満の団体も4から7に増加する。([図表19]参照)

	三位一体 改革後	単独移譲後 (1997)	両税移譲後 (1997)	単独移譲後 (2004)	両税移譲後 (2004)
0%以上5%未満	4	6	6	4	4
5 %~10%	0	1	1	3	3
10%~15%	3	7	7	6	7
15%~20%	10	9	9	7	7
20%~25%	10	10	10	12	11
25%~30%	17	13	13	14	14
30%以上	3	1	1	1	1
合 計	47	47	47	47	47

「図表19】 交付税依存度階級別団体数の変化

府県グループ別では愛知,神奈川,大阪の3府県は不交付団体,埼玉,千葉,静岡3県は両ケースで3.6~5.8である。中位グループAは平均で17.1%から単独移譲で13.5%に,両税併用で13.3%へ,それぞれ3.6%ポイント,3.8%ポイント低下した。中位グループBは23.1%からそれぞれ20.6%,20.3%へと2.5%ポイント、2.8%ポイント低下する。17県中7県,新潟,岡山,岐阜,滋賀,香川,石川,富山の各県が両ケースとも20%を下回る。下位グループでは29.5%から単独移譲で27.8%,両税併用で27.4%と1.7%ポイント,2.1%ポイントにとどまる。([図表20]参照)

以上の数値からもわかるように、単独移譲と両税併用が交付税依存度を低下させる度合いの差異はきわめて小さい。両者の差異は上位グループの交付団体 3 県平均で0.2%ポイント、中位グループ A の平均で0.2%ポイント、中位グループ B の平均で、0.3%ポイント、下位グループで0.4%ポイントである。

[図表20] 普通交付税の依存度の低下 1997年ベース (単位:百万円, % 三位一体改革 三位一体改革 単独移譲後普 単独移譲後交 両税移譲後を 両税移譲後交 両税移譲後交												
区分	歳入総額	三位一体改革 後:普通交付 税額	三位一体改革 後:交付税依 存度(%)	通交付税額 (1997)	単独移譲後交付税依存度 (%)(1997) (事京	両税移譲後普 通 交 付 税 額 (1997)	両税移譲後交 付税依存度 (%)(1997)	単独移譲後交 付税依存度 (2004)	両税移譲後交付税依存度 (2004)			
東京都	6,308,982	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0.0%	0.0%			
平均	6,308,982	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0.0%	0.0%			
1 -55	0,000,002		0.070		・ループ ループ	0	0.070	0.070	0.070			
愛知県	2,126,668	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0.0%	0.0%			
神奈川県	1,754,839	22,319	1.3%	0	0.0%	0	0.0%	0.0%	0.0%			
大阪府	2,650,286	119,622	4.5%	0	0.0%	0	0.0%	0.0%	0.3%			
埼玉県	1,557,104	161,210	10.4%	65,890	4.2%	75,395	4.8%	5.3%	5.5%			
千葉県	1,454,700	149,680	10.3%	67,187	4.6%	52,000	3.6%	6.1%	6.0%			
静岡県	1,138,312	117,871	10.4%	65,754	5.8%	63,459	5.6%	7.1%	6.8%			
平均	1,780,318	95,117	6.1%	33,139	2.4%	31,809	2.3%	3.1%	3.1%			
短回目	1 401 905	929 000	15 00/		ループ A	100 170	11 20/	19.00/	10.00/			
福岡県茨城県	1,491,205 1,008,094	232,986 156,279	15.6% 15.5%	174,192 121,952	11.7% 12.1%	168,176 119,855	11.3% 11.9%	12.6% 13.4%	12.2% 12.9%			
京都府	811,384	146,123	18.0%	106,301	13.1%	107,657	13.3%	14.8%	14.5%			
広島県	992,686	174,275	17.6%	132,360	13.3%	132,643	13.4%	14.8%	14.6%			
兵庫県	2,105,278	316,061	15.0%	236,036	11.2%	234,863	11.2%	12.8%	12.6%			
栃木県	820,324	134,548	16.4%	112,198	13.7%	109,781	13.4%	14.4%	13.9%			
群馬県	757,104	133,011	17.6%	109,531	14.5%	107,464	14.2%	15.3%	14.9%			
宮城県	806,192	154,383	19.1%	125,970	15.6%	124,422	15.4%	17.0%	16.6%			
三重県	689,865	134,520	19.5%	111,225	16.1%	109,256	15.8%	17.6%	17.2%			
平均	1,053,570	175,798	17.1%	136,640	13.5%	134,902	13.3%	14.8%	14.4%			
ht 户 旧	700 601	105 010	01 00/		ループB	107 000	15 10/	10.00/	10.00/			
岐阜県 滋賀県	789,691 523,659	165,619 110,741	21.0%	137,460 96,709	17.4% 18.5%	137,096 95,993	17.4% 18.3%	18.6% 19.5%	18.3% 19.0%			
岡山県	820,385	162,693	19.8%	140,560	17.1%	137,354	16.7%	18.1%	17.7%			
石川県	543,817	123,152	22.6%	107,294	19.7%	106,826	19.6%	20.8%	20.5%			
奈良県	490,456	128,547	26.2%	110,590	22.5%	112,805	23.0%	23.4%	23.5%			
香川県	472,512	102,944	21.8%	89,595	19.0%	88,972	18.8%	20.1%	19.7%			
長 野 県	876,237	216,852	24.7%	189,262	21.6%	188,363	21.5%	23.0%	22.3%			
富山県	549,717	124,339	22.6%	108,264	19.7%	107,301	19.5%	21.1%	20.8%			
福島県	875,329	218,064	24.9%	198,327	22.7%	194,353	22.2%	23.7%	23.0%			
新潟県北海湾	1,557,425	264,866 623,497	17.0%	238,085	15.3%	234,128	15.0%	16.1% 22.1%	15.7%			
北海道山口県	2,625,406 754,676	174,002	23.7%	558,995 157,911	21.3%	551,163 154,351	21.0% 20.5%	21.7%	21.7%			
愛媛県	658,311	164,764	25.0%	148,645	22.6%	145,967	22.2%	23.6%	23.1%			
熊本県	763,097	206,948	27.1%	188,361	24.7%	185,974	24.4%	25.5%	25.0%			
福井県	505,955	118,213	23.4%	107,433	21.2%	106,769	21.1%	22.2%	21.9%			
山梨県	485,860	121,285	25.0%	111,348	22.9%	109,702	22.6%	23.6%	23.1%			
徳島県	547,738	130,234	23.8%	122,221	22.3%	120,989	22.1%	22.8%	22.4%			
平 均	814,133	185,692	23.1%	165,356	20.6%	163,418	20.3%	21.5%	21.1%			
.1. 77/ 18			22 -24		[*] ループ							
山 形 県 大 分 県	613,688	176,365	28.7%	164,214	26.8%	162,264	26.4%	27.7%	27.1%			
佐賀県	600,117 438,113	174,044 128,545	29.0% 29.3%	162,852 120,926	27.1% 27.6%	159,976 119,326	26.7% 27.2%	27.8% 28.2%	27.3% 27.6%			
和歌山県	521,883	152,379	29.3%	141,556	27.1%	140,137	26.9%	28.1%	27.7%			
鹿児島県	868,494	263,208	30.3%	249,011	28.7%	244,710	28.2%	28.9%	28.4%			
青森県	771,574	217,121	28.1%	204,122	26.5%	201,776	26.2%	27.1%	26.6%			
沖縄県	587,597	172,793	29.4%	163,965	27.9%	162,225	27.6%	28.1%	27.6%			
岩手県	747,047	223,271	29.9%	210,474	28.2%	208,806	28.0%	28.9%	28.3%			
宮崎県	611,299	178,454	29.2%	168,236	27.5%	165,929	27.1%	27.9%	27.5%			
長崎県	734,727	218,418	29.7%	204,633	27.9%	201,739	27.5%	28.6%	28.1%			
秋田県島取県	695,740 407,085	197,274 120,749	28.4% 29.7%	186,679 114,721	26.8% 28.2%	184,568 113,619	26.5% 27.9%	27.5% 28.8%	27.1% 28.4%			
高知県	495,184	159,325	32.2%	151,525	30.6%	150,437	30.4%	31.1%	30.7%			
島根県	589,652	172,367	29.2%	164,972	28.0%	163,793	27.8%	28.5%	28.2%			
平均	620,157	182,451	29.5%	171,992	27.8%	169,950	27.4%	28.4%	27.9%			
合 計	48,995,491	7,863,962	996.4%	6,647,541	874.2%	6,562,380	864.0%	914.5%	897.4%			
全国平均	1,042,457	167,318	21.2%	141,437	18.6%	139,625	18.4%	19.5%	19.1%			
東京を除 く 合 計	42,686,509	7,863,962	996.4%	6,647,541	874.2%	6,562,380	864.0%	914.5%	897.4%			
東京をのぞ く全国平均	927,968	170,956	21.7%	144,512	19.0%	142,660	18.8%	19.9%	19.5%			

※基幹税移譲シミュレーション、地方財政統計年報平成18年度版(平成16年度決算)に基づき作成。

4. 税源偏在度の特徴

2004年ベースのシミュレーションにおいても、所得税単独移譲と両税併用との間に偏在度の差異が観察された。ここでも97年ベースでこの問題を検証するが、その指標は税源移譲による府県帰属分(地方税増収額)の集中度ないしウェイトとする。

首都東京への税源集中度は単独移譲のケースで24.3%, 両税併用で22.0%, その差異は2.3% ポイントである。上位グループ(6 府県)ではそれぞれ34.1%, 32.7%, 差異は1.4%ポイントである。東京都と上位グループの計で58.4%, 54.7%という高い集中度となるが, 2 つのオプション間の差異は3.7%ポイントとなる。これに中位グループ A を加え16都府県の集中度はそれぞれ75.7%, 72.8%である。これに対して下位グループ14県はそれぞれ7.2%, 8.6%と逆転し, 0.6%ではあるが両税併用の方が税源移譲の帰属額のウェイトが大きくなる。中位グループ B を加えた21道県では24.2%, 27.2%と3%ポイントも両税併用のウェイトが大きいのである。このように両税併用の方が富裕団体の税源集中度において若干小さく,下位グループへの税源帰属のウェイトも高い。この意味において,税源の偏在度の点では両税併用の方が単独移譲より優位であることになる。([図表21]参照)

「図表21」 府県グループ別の税源集中度(1997年ベース)

単独移譲

(単位:百万円,%)

府県グループ(団体数)	移譲額	税源集中度(%)	グループ別1団体 当り移譲額	グループ別1団体 当り集中度(%)
首都東京(1)	618,424	24.3%	618,424	24.3%
上位グループ(6)	866,846	34.1%	144,474	5.7%
中位グループ A(9)	440,528	17.3%	48,948	1.9%
中位グループ B(17)	432,127	17.0%	25,419	1.0%
下位グループ(14)	183,034	7.2%	13,074	0.5%
全 国 (47)	2,540,958	100.0%		

両税移譲

(単位:百万円,%)

府県グループ(団体数)	移譲額	税源集中度(%)	グループ別1団体 当り移譲額	グループ別1団体 当り集中度(%)
首都東京(1)	558,224	22.0%	558,224	22.0%
上位グループ (6)	830,178	32.7%	138,363	5.4%
中位グループ A(9)	460,088	18.1%	51,121	2.0%
中位グループ B (17)	473,319	18.6%	27,842	1.1%
下位グループ (14)	218,760	8.6%	15,626	0.6%
全 国 (47)	2,540,570	100.0%		

V. 2つのオプションの優劣

Ⅲ、Ⅳでは、所得税収が相対的に小さい2004年ベースと逆の97年ベースで府県に対する2~ 2.5兆円規模の税源移譲について2つのオプションのシミュレーションを行い、その結果と含意 を明らかにした。所得税単独移譲、両税併用のいずれのケースで共通にいえるのは、移譲の規模 を同じにしていることから、財政力指数、財政自立度合が大きく上昇するとともに、地方交付税 依存度がその分低下するということであった。たしかに税源偏在度は単独移譲の方が両税併用の ケースに比して、若干大きいことは事実である。しかし、変動係数という指標で見ると、必ずし もそうではなく、単独移譲と両税併用のケースとの間にきわめてわずかな違いしかないことが示 された。われわれのシミュレーションでは、勤務地と居住地の異なる給与所得者を推計し、これ にかかる勤務地で源泉徴収される所得税を居住地の府県帰属分(個人住民税)として追加した。 この適切な調整によって、2つのオプションで変動係数にほとんど差のないことが導かれている。 次に、富裕団体と呼ばれる財政力指数の高い府県(上位グループ9府県)は税源移譲において有 利な配分を受けるのに対して、下位グループ(14県)や、中位グループB(17道県)では不利な配 分となる。財政力指数や財政自立度の上昇の度合いは小さく、交付税依存度もそれほど低下しな い。このことはこれらの府県では地方交付税が、財源の中核として維持されなければならないこ とを示している。そうすれば、地方交付税の機能は財政調整制度として本来の機能に純化される。 その正当な根拠はこれらの府県が農林漁業や国土保全との関係の深い地域に位置し、都市地域、 特に3大都市圏の産業活動や市民生活はこれらの地域なくして存立できないことに求められる。 そこで生産された食糧は都市市民に提供されるし、安全かつ十分な水源なくして、都市の人々は 1日も生きてゆけない。緑豊かな国土、美しい河川や湖、海浜などは国民の共有財産である。こ れらの自然環境はそこに住む人がいてこそ保全される。

2つのオプションの、府県財政に対するプラス、マイナス効果に差異がないとすれば、その選択は所得税=個人住民税と消費税(付加価値税)=地方消費税の優劣に依存することになる。以下、シミュレーションの結果をふまえ、主要な地方税原則に照らして、所得税単独移譲=個人住民税 拡充と所得・消費両税併用移譲=個人住民税・地方消費税拡充の優劣を検証する。

1) 共通性—伸張性, 安定性両原則との適合

所得税,消費税(付加価値税)はともに課税ベースの広い租税であるが,個人住民税は前者と,地方消費税は後者と実質的に同一の課税ベースである。このため地方税拡充の手段としていずれも増収可能性が大きく,税収の伸張性にも富んでいる。また個人住民税は労働所得(給与所得,個人事業所得)をベースとすれば,消費支出と同様に安定的であり,したがって税収の安定性は高い。

2) 個人住民税の長短

〈長 所〉

① 応益原則への適合性

個人所得自体は行政サービスの受益に対応するわけではないが、納税者である市民は行政サー

ビスの受益または帰属と負担の対応関係を確認できる。

② 視認性

納税者である市民は自身で当該自治体にいくら税を支払ったかを直接知ることができる。この 点は市民に税の負担感や税痛を与えるから市民が地方政府の行政や税の使い方(予算)に関心を 持ち、行政当局を監視することを可能にする。

③ 税率操作権の確保

課税自主権は地方自治の最も重要な要素の1つである。課税ベースには通常国の強い制約があるが、税率を操作する権限は地方政府に付与される。個人住民税は市民の合意を得て税率を上下することが可能である。

〈短 所〉

① 税源の偏在度が相対的に大きい

財産保有税(日本では固定資産税)や地方消費税に比べると、個人所得は経済的に豊かな都市的 地域へ集中し、農村的地域のそれは小さい傾向にあるので、税源=税収の偏在は相対的に大きい といえる。このことは税源の普遍性原則への適合性がより小さいことを意味する。

3) 地方消費税の長短

〈長 所〉

① 税源の偏在度が相対的に小さい

消費支出についても経済的に豊かな大都市地域に集中しているが、個人所得、中でも資本所得と比較すると、その集中度はより低く、したがって税源=税収の偏在度は相対的に小さいといえる。この点で、税源の普遍性原則に対してより適合的である。

〈短 所〉

① 行政サービスの受益主体と税負担の乖離

地方消費税は国税・消費税の付加税(消費税収の100分の25=現在は消費税の税率1%分)であり、各府県の消費支出額に按分して配分されるので行政サービスの受益と税負担の関係が断絶している。また課税方法は全段階課税であり、取引段階ごとに異なる府県に納付されるので、市民が消費者として支払った税が、当該地方政府の税収とならない。この点で行政サービスとの関連性という意味での応益性原則に不適合である。

② 視認性を欠く

地方消費税は間接税であるとともに、消費税の付加税として国税当局によって徴収される。つまり、市民はこの税を当該地方政府に納付するわけではない。市民が自己の居住する地方政府に どれだけの税を支払ったかを知ることができないのは、地方自治の観点から適格性を欠く。また 市民が行政や財政に関心を持ち、監視するインセンテイブを弱める。

③ 税率操作権の欠如

地方消費税は国税・消費税の付加税であり、消費支出に応じて配分される。このため、個々の 地方団体(府県)は税率操作権を持ちえない。さらに市町村は府県から地方消費税の配分をうけ る。これは課税自主権を当初から放棄した地方税であり、地方自治の観点から不適格である。

4) 所得税移譲=個人住民税単独拡充論の選択

われわれはシミュレーションの結果と含意,個人住民税,地方消費税の優劣比較にもとづいて, 税源移譲=地方税拡充の手段として所得税単独移譲=個人住民税単独拡充論がはるかに望ましい と判断する。両税の併用によって地方消費税の短所はある程度緩和されるが,欠陥自体は消失し ない。

住民税については税源偏在度が地方消費税に比して若干大きいが、一定の範囲内でこの点は欠陥ではない。なぜなら、第1に経済的に豊かな大都市地域の地方政府(府県)は財政的に自立し、地方交付税の不交付団体化が本来の姿である。第2に、地方財政調整(地方交付税)は、税源が小さく財政力が相対的に弱い農村的地域の地方政府(道県)を本来の対象とするからである。

結 論

第2次税源移譲に関する2つのオプションのシミュレーションから次のことが明らかになった。第1に、「三位一体改革」のこの第2段階が実現し、府県財政に2~2.5兆円規模の国からの税源移譲=地方税拡充が行われると、東京を含む7府県は財政的に自立し、ほぼ地方交付税の不交付団体化する。これら7府県(東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、静岡県、愛知県、大阪府)に居住する人口は5303万人、全人口の42.8%を占める。また福岡県、茨城県、京都府、兵庫県、広島県(以上の人口の計は1907万人)の財政力指数は0.7前後となり、財政の自立性は相当高まる。これらの人口の合計は7210万人、全人口の56.8%である。人口の過半を超える地方政府の財政的自立性が強化されるということは他の地方政府に良好な影響を与えることは明白である。また税源移譲の配分が相対的に小さい道県では地方交付税が財源の柱となる。

第2に主要な地方税原則の観点から、税源移譲は所得税単独移譲=個人住民税(地方所得税)の単独拡充が選択されねばならない。所得税源には税源の地域的偏在の問題がつきまとうが、2つのオプションにおける偏在度の差異はきわめてわずかであり、普遍性(偏在の回避)原則に適合する。ただ、東京都への税源過度集中の問題は、独自の研究課題として解決する必要があることを指摘しておきたい。

注

- 1) 田近栄治・油井雄二両教授は法人事業税を廃止し、消費課税(地方消費税)に代替させることを主張している。これは厳密な意味で地方消費税単独拡充論ではないが、地方消費税の優位性を強調する議論である。田近・油井『日本の企業課税』第8,9章参照。
- 2) 地方消費税・住民税併用論を主張する論者には次の研究者がある。持田信樹(2004)『地方分権の 財政学』池上岳彦(2004)『分権化と地方財政』林宜嗣(2006)『新地方分権の経済学』。また個人所 得税単独拡充論の研究者には筆者のほかに吉田和男(1998)『地方分権のための地方財政改革』があ る。
- 3) 2007年から所得税の税額25万円を上限とした定率減税が廃止されるので、今後2.5%分は2.5兆円前後となるか、それを上回ると考えられる。
- 4) 地方分権推進委員会の委員、猪瀬直樹氏(現在、東京都副知事)はアメリカのワシントン DC に

近似した「東京 DC 特区論」によって東京都への税源過度集中を解決する提案をしている。それは JR 山手線内の都心部を国の直轄地にして、そこでの法人事業税、法人住民税の税収を地方に配分する構想である。猪瀬直樹「国民 (住民) のための地方分権改革を」第2回地方分権推進委員会への提出文書(2007年4月17日)参照。

参考文献

内山昭(2000)「地方分権と税源移譲論」静岡県立大学経営情報学部紀要,12巻2号

(2004)「所得税の市町村移譲シミュレーションとその含意―大阪府下44市町村の事例分析」

『立命館経済学』53巻1号

(2005)「所得税の市町村移譲と都市財政」日本地方財政学会年報所収

[2000]「地方分権と地方税拡充論―都道府県税を中心に―」『立命館大学経済学』第49巻第5号

[2005]「所得税の市町村移譲と都市財政」『日本地方財政学会編』勁草書房

内山昭・新田陽有〔2004〕「所得税の市町村移譲シミュレーションとその含意―大阪府下44市町村の事例 分析―」『立命館大学経済学』第53巻第1号掲載

内山昭編著〔2006〕『現代の財政』税務経理協会

青木宗明 [2006] 「税源移譲~「三位一体」の評価・教訓と今後の進路」『地方財務』 6, ぎょうせい

池上岳彦〔2004〕 『分権化と地方財政』 岩波書店

伊東弘文〔1999〕「地方消費税のこれから」『税研』14(84)

江川雅司〔2006〕「三位一体改革とネクスト・ステージ―税源配分の視点を中心にして―」

『税制研究』第50号

岡本直樹・吉村恵一〔2002〕『[論・説] 地方財政改革シミュレーション―地方主権への道標』ぎょうせい 岡本全勝・山本邦彦・北良治・逢坂誠二・川村喜芳〔2006〕『三位一体改革と自治体財政』公人の社

金澤史男〔2006〕「三位一体の改革から分権改革のサード・ステージへ」『地方財政』第45巻2号,地方財務協会

金澤史男「2006」「地方財政改革の行方―分権路線から脱輪の危機」『地方財務』 624号 ぎょうせい

川瀬光義〔2007〕『幻想の自治体財政改革』日本経済評論社

乗田但馬〔2001〕『「三位一体改革」と個人住民税拡充論―大阪府内と京都府内の市町村におけるシミュレーション分析―」立命館大学経済学 第53巻第1号

乗田但馬〔2004〕「「三位一体改革」と地方財政一大阪府と岐阜県の市町村におけるシミュレーション分析 (上)(下)」『地方財務』2004年3,4月号 ぎょうせい

桒田但馬〔2006〕 『過疎自治体財政の研究』 自治体研究社

坂本忠次〔2006〕「三位一体改革と税制改革・事務事業評価の方向」『税制研究』第50号

佐藤進・滝実編〔1995〕『地方消費税―その理論と仕組み―』地方財務協会

神野直彦〔2004〕『地方財政改革』ぎょうせい

神野直彦・金子勝〔2001〕『地方に税源を』東洋経済新報社

神野直彦・伊藤雄一郎〔2002〕

『どうなる地方税財源分権最終報告から見た地方税財源充実の視点』ぎょうせい

神野直彦・池上岳彦〔2005〕『地方交付税 何が問題か』東洋経済新報社

高木健二〔2005〕『三位一体改革の検証』公人社

高木健二 [2006] 「三位一体改革と交付税」日本地方財政学会編 勁草書房

田近栄治・油井雄二〔2000〕『日本の企業税』東洋経済新報社

土居丈朗〔2005〕『三位一体改革 ここが問題だ』東洋経済新報社

林官嗣〔1998〕『地方分権の経済学』日本評論社

[2001] 『地方財政』有斐閣ブックス

[2006] 『新・地方分権の経済学』日本評論社

林宏昭〔2006〕「個人住民税の比例税化とこれからの展望」『税研』21(127)

林宏昭〔2005〕「分権型社会における地方税体系」日本地方財政学会編 勁草書房

堀場勇夫・池上岳彦〔2005〕「税源配分論の展開」地方財政学会編 勁草書房

前川尚美〔2006〕「税源移譲の予後」『地方税』2006年9月号

持田信樹 [2004] 『地方分権の財政学―原点からの再構築―』東京大学出版会

持田信樹〔2006〕『地方分権と財政調整制度』東京大学出版会

山内健生〔2006〕「地方税源移譲をめぐって」日本地方財政学会編 勁草書房

横山純一〔2006〕「税源配分の三位一体改革と中央一地方」『日本地方財政学会』勁草書房

吉田和男〔1998〕『地方分権のための地方財政改革』有斐閣

吉田和男〔1999〕「地方行財政の政治経済学」『地方分権と行財政改革』新評論

Bird, Richard M. (1997), "Comment," Regional Development Dialogue, Vol. 18, No. 2, Autumn. 〈統計・資料〉

自治省税務局府県税課編〔1998〕『地方税制度解説―地方法人課税と都道府県税―』地方財務協会

総務省〔各年〕『地方財政統計年報』地方財務協会

総務省〔各年〕『日本の統計』総務省統計局

総務省〔2002〕『国勢調査』

総務省〔2006〕『地方財政関係資料』

総務省〔2006〕『地方税制関係資料』

総務省〔2005〕『市町村税課税状況等の調』

総務省〔2003〕『地方税制の現状とその運営の実態』地方財務協会

総務省〔各年〕『地方財政白書』国立印刷局

国税庁〔各年〕『国税庁統計年報書』大蔵財務協会

国税庁官房企画課編〔各年〕『税務統計から見た民間給与の実態―国税庁民間給与実態統計調査結果報告』

大阪府〔2000〕 『大阪府地方税あり方研究会報告書』

〈参考 HP〉

総務省 URL: http://www. soumu. go. jp/

財務省 URL: http://www.mof.go.jp/

国税庁 URL: http://www.nta.go.jp/

[付表1] 給与階級別の基礎税率部分(10%)の推計額

1年間を通じて勤務した給与所得者

2004年

				2004-4-
給与階級	納税者 (人)	税額(百万円)	一人当たり税額 (百万円)	基礎税率部分推 計額 (百万円)
100万円以下	516,905	13,296	0.026	13,296
100万円~ 200万円未満	4,435,322	137,643	0.031	137,643
200万円~ 300万円未満	6,428,708	440,048	0.068	440,048
300万円~ 400万円未満	7,124,176	722,734	0.101	722,734
400万円~ 500万円未満	6,063,344	835,166	0.138	835,166
500万円~ 600万円未満	4,257,000	769,867	0.181	769,867
600万円~ 700万円未満	2,763,258	615,998	0.223	615,998
700万円~ 800万円未満	2,057,614	619,896	0.301	619,896
小 計	33,646,327	4,154,648	0.123	4,154,648
800万円~ 900万円未満	1,375,218	567,764	0.413	453,822
900万円~1000万円未満	877,256	471,635	0.538	289,494
1000万円~1500万円未満	1,646,279	1,500,072	0.911	543,272
1500万円~2000万円未満	337,088	775,434	2.300	111,239
2000万円~2500万円未満	93,822	361,256	3.850	30,961
2500万円超	101,697	967,992	9.518	33,560
小 計	4,431,360	4,644,153	1.048	1,462,349
合 計	38,077,687	8,798,800	0.231	5,616,997

実額

納税者数に33万 円を乗じた額

1年未満勤続者

2004年

給与階級	納税者(人)	税額(百万円)	一人当たり税額 (百万円)	基礎税率部分推 計額 (百万円)
100万円以下	1,496,836	22,247	0.015	22,247
100万円~ 200万円未満	1,087,299	36,993	0.034	36,993
200万円~ 300万円未満	826,571	56,779	0.069	56,779
300万円~ 400万円未満	307,014	31,863	0.104	31,863
400万円~ 500万円未満	132,712	18,982	0.143	18,982
500万円~ 600万円未満	47,224	9,369	0.198	9,369
600万円~ 700万円未満	26,464	8,264	0.312	8,264
小 計	3,924,120	184,497	0.047	184,497
700万円~ 800万円未満	25,501	10,689	0.419	8,415
800万円~ 900万円未満	11,281	5,450	0.483	3,723
900万円~1000万円未満	8,606	4,885	0.568	2,840
1000万円~1500万円未満	15,653	21,761	1.390	5,165
1500万円~2000万円未満	4,624	11,314	2.447	1,526
2000万円~2500万円未満	489	1,972	4.033	161
2500万円超	306	2,404	7.856	101
小 計	66,460	58,475	0.880	21,932
合 計	3,990,580	242,972	0.061	206,429

納税者数に33万 円を乗じた額

実額

^{*}わが国の所得税では課税所得金額330万円以下は最低税率10%が適用される。そこで民間のものに関しては、一人当たり税額が33万円となる給与階級を境界として、それよりも低い場合には実額を、高い場合には納税者数に33万円を乗じた額を基礎税率部分の推計額とした。

⁽出所) 国税庁長官官房企画編(2005)「平成16年分 税務統計から見た民間給与の実態―国税庁民間給与実態統計調査結果報告」より作成。

[付表 2] 近年における労働所得税の基礎税率部分の割合

	労働所得税に占める基礎税率部分の割合
2004	67.0%
2003	70.0%
2002	68.5%
2001	68.4%
2000	67.7%
1999	67.9%
1998	63.6%
1997	67.1%
1996	66.9%
1995	66.4%
平均	67.4%

〈[付表3a~3e] への注記〉

次頁以降の [付表 $3a \sim 3e$] は2004年ベースの各指標に関する都道府県別の算定値,推計値である。所得税や消費税の税収が相対的に大きい1997ベースでも同様の算定,推計を行ったが,紙幅の都合で掲載を割愛した。

[付表3a] 基幹税移譲のシミュレーション

所得税単独移譲のシミュレーション概要:①比例税5%部分を移譲する。②3大都市圏における都府県間の 就業による移動を調整している。③2006年度の税源移譲を労働所得税収入比で配分している。

2004年ベース (単位:百万円)

								74十・、 /	. (1 122	. 0/3/1/
	東京	愛 知	神奈川	大 阪	埼 玉	千 葉	静岡	福岡	茨 城	京 都
基準財政需要額 (A)	1,471,898	790,821	770,684	968,332	700,844	616,694	488,717	605,149	421,034	351,431
基準財政収入額(B)	1,621,357	718,510	621,257	686,378	457,878	396,259	326,145	321,735	235,313	171,152
移讓前財政力指数(B/A)	1.10	0.91	0.81	0.71	0.65	0.64	0.67	0.53	0.56	0.49
2006年度税源移譲額(C)	605,186	139,191	155,469	189,123	106,697	87,506	54,207	63,456	33,703	39,929
基準財政収入額 (D=B+C*0.8)	2,105,506	829,863	745,633	837,676	543,235	466,264	369,510	372,500	262,275	203,095
三位一体改革後の財政力指数(D/A)	1.43	1.05	0.97	0.87	0.78	0.76	0.76	0.62	0.62	0.58
給与所得(E)	3,097,298	665,999	550,708	940,508	321,995	261,944	247,597	288,416	142,349	173,818
報酬料金等所得 (F)	512,872	41,495	52,963	112,225	22,879	19,469	15,935	25,392	8,104	15,141
給与所得税(G=E+F)	3,610,170	707,494	603,671	1,052,733	344,874	281,413	263,532	313,808	150,453	188,959
給与所得税の調整額 (H)	△530,047	△21,714	173,018	△102,235	188,372	154,469	_	_	14,188	9,598
調整後給与所得税(I=G+H)	3,080,124	685,780	776,689	950,498	533,246	435,882	263,532	313,808	164,641	198,557
営業等所得税 (J)	82,452	40,285	35,469	37,735	23,892	20,343	18,753	17,297	9,914	9,932
農業所得税(K)	143	1,351	328	128	466	1,084	1,000	52	1,579	181
申告労働所得税(L=J+K)	82,595	41,636	35,797	37,863	24,358	21,427	19,753	17,817	11,493	10,113
労働所得税(M=I+L)	3,162,719	727,416	812,486	988,361	557,604	457,309	283,285	331,625	176,134	208,670
所得税単独移譲額(N=M*0.1675)	529,755	121,842	136,091	165,550	93,399	76,599	47,450	55,547	29,502	34,952
基準財政収入額(O=D+N*0.8)	2,529,310	927,337	854,506	970,117	617,954	527,544	407,470	416,937	285,877	231,057
財政力指数(O/A)	1.718	1.173	1.109	1.002	0.882	0.855	0.834	0.689	0.679	0.657

(出所) 地方財政統計年報平成18年度版(平成16年決算),第130回国税庁統計年報書(平成16年度版),国勢調査平成12年度版から作成。

所得・消費両税移譲のシミュレーション概要:①比例税2.5%分及び消費税0.765%分の移譲。②3大都市圏における都府県間の就業による移動を調整している。③消費税のシェアは2004年度地方消費税収の比率

2004年ベース (単位:百万円)

	東京	愛 知	神奈川	大 阪	埼 玉	千 葉	静岡	福岡	茨 城	京 都
基準財政需要額(A)	1,471,898	790,821	770,684	968,332	700,844	616,694	488,717	605,149	421,034	351,431
基準財政収入額 (B)	1,621,357	718,510	621,257	686,378	457,878	396,259	326,145	321,735	235,313	171,152
移讓前財政力指数 (B/A)	1.10	0.91	0.81	0.71	0.65	0.64	0.67	0.53	0.56	0.49
2006年度税源移譲額(C)	605,186	139,191	155,469	189,123	106,697	87,506	54,207	63,456	33,703	39,929
基準財政収入額 (D=B+C*0.8)	2,105,506	829,863	745,633	837,676	543,235	466,264	369,510	372,500	262,275	203,095
三位一体改革後の財政力指数 (D/A)	1.43	1.05	0.97	0.87	0.78	0.76	0.76	0.62	0.62	0.58
給与所得 (E)	3,097,298	665,999	550,708	940,508	321,995	261,944	247,597	288,416	142,349	173,818
報酬料金等所得 (F)	512,872	41,495	52,963	112,225	22,879	19,469	15,935	25,392	8,104	15,141
給与所得税(G=E+F)	3,610,170	707,494	603,671	1,052,733	344,874	281,413	263,532	313,808	150,453	188,959
給与所得税の調整額(H)	△530,047	△21,714	173,018	△102,235	188,372	154,469	_	_	14,188	9,598
調整後給与所得税(I=G+H)	3,080,124	685,780	776,689	950,498	533,246	435,882	263,532	313,808	164,641	198,557
営業等所得税 (J)	82,452	40,285	35,469	37,735	23,892	20,343	18,753	17,297	9,914	9,932
農業所得税(K)	143	1,351	328	128	466	1,084	1,000	520	1,579	181
申告労働所得税(L=J+K)	82,595	41,636	35,797	37,863	24,358	21,427	19,753	17,817	11,493	10,113
労働所得税(M=I+L)	3,162,719	727,416	812,486	988,361	557,604	457,309	283,285	331,625	176,134	208,670
所得税移譲額(N=M*0.08375)	264,878	60,921	68,046	82,775	46,699	38,300	23,725	27,774	14,751	17,476
基準財政収入額(O=D+N*0.8)	2,317,408	878,600	800,069	903,897	580,595	496,904	388,490	394,719	274,076	217,076
財政力指数 (O/A)	1.57	1.11	1.04	0.93	0.83	0.81	0.79	0.65	0.65	0.62
消費税移譲額 (P)	119,835	55,803	57,224	70,364	43,656	41,332	29,187	36,026	20,842	20,678
消費税移譲シェア	0.126	0.059	0.060	0.074	0.046	0.043	0.031	0.038	0.022	0.022
基準財政収入額(Q=O+P*0.8)	2,413,276	923,242	845,849	960,188	615,520	529,969	411,839	423,539	290,750	233,618
財政力指数(Q/A)	1.640	1.167	1.098	0.992	0.878	0.859	0.843	0.700	0.691	0.665

「付表3b」 基幹税移譲のシミュレーション

所得税単独移譲のシミュレーション概要:①比例税5%部分を移譲する。②3大都市圏における都府県間の 就業による移動を調整している。③2006年度の税源移譲を労働所得税収入比で配分している。

2004年ベース (単位:百万円)

								JI 1 · /	• (7-12-	. 11/2/17/
	広 島	兵 庫	栃木	群馬	宮城	三 重	岐 阜	滋賀	岡山	石 川
基準財政需要額(A)	405,514	731,697	314,008	301,310	345,320	305,087	339,711	222,656	316,442	225,817
基準財政収入額(B)	195,289	346,997	160,291	148,159	166,567	150,587	149,939	99,880	134,764	89,064
移譲前財政力指数(B/A)	0.48	0.47	0.51	0.49	0.48	0.49	0.44	0.45	0.43	0.39
2006年度税源移譲額(C)	42,068	77,339	23,774	24,632	27,683	22,179	28,560	13,921	21,877	15,703
基準財政収入額 (D=B+C*0.8)	228,943	408,868	179,310	167,865	188,713	168,330	172,786	111,017	152,266	101,626
三位一体改革後の財政力指数 (D/A)	0.56	0.56	0.57	0.56	0.55	0.55	0.51	0.50	0.48	0.45
給与所得(E)	194,427	297,096	111,066	114,504	127,470	94,433	114,551	62,957	102,403	71,944
報酬料金等所得 (F)	13,060	24,915	6,345	7,520	8,797	6,702	8,556	4,490	6,483	4,932
給与所得税(G=E+F)	207,487	322,011	117,411	122,024	136,267	101,135	123,107	67,447	108,886	76,876
給与所得税の調整額 (H)	_	56,502	_	_	_	5,713	16,002	_	_	_
調整後給与所得税(I=G+H)	207,487	378,513	117,411	122,024	136,267	106,848	139,109	67,447	108,886	76,876
営業等所得税 (J)	12,231	25,435	6,174	5,996	8,156	8,762	9,742	5,174	5,233	5,005
農業所得税(K)	130	228	657	708	248	296	403	132	213	184
申告労働所得税(L=J+K)	12,361	25,663	6,831	6,704	8,404	9,058	10,145	5,306	5,446	5,189
労働所得税(M=I+L)	219,848	404,176	124,242	128,728	144,671	115,906	149,254	72,753	114,332	82,065
所得税単独移譲額(N=M*0.1675)	36,825	67,699	20,811	21,562	24,232	19,414	25,000	12,186	19,151	13,746
基準財政収入額(O=D+N*0.8)	258,403	463,028	195,958	185,114	208,099	183,861	192,786	120,766	167,587	112,623
財政力指数(O/A)	0.637	0.633	0.624	0.614	0.603	0.603	0.568	0.542	0.530	0.499

(出所) 地方財政統計年報平成18年度版(平成16年決算),第130回国税庁統計年報書(平成16年度版),国勢調査平成12年度版から作成。

所得・消費両税移譲のシミュレーション概要:①比例税2.5%分及び消費税0.765%分の移譲。②3大都市圏における都府県間の就業による移動を調整している。③2006年度の税源移譲を労働所得税収入比で配分している。④消費税のシェアは2004年度地方消費税収の比率 2004年ペース (単位:百万円)

	広 島	兵 庫	栃木	群馬	宮城	三 重	岐 阜	滋賀	岡山	石 川
基準財政需要額 (A)	405,514	731,697	314,008	301,310	345,320	305,087	339,711	222,656	316,442	225,817
基準財政収入額(B)	195,289	346,997	160,291	148,159	166,567	150,587	149,939	99,880	134,764	89,064
移譲前財政力指数(B/A)	0.48	0.47	0.51	0.49	0.48	0.49	0.44	0.45	0.43	0.39
2006年度税源移譲額(C)	42,068	77,339	23,774	24,632	27,683	22,179	28,560	13,921	21,877	15,703
基準財政収入額 (D=B+C*0.8)	228,943	408,868	179,310	167,865	188,713	168,330	172,786	111,017	152,266	101,626
三位一体改革後の財政力指数 (D/A)	0.56	0.56	0.57	0.56	0.55	0.55	0.51	0.50	0.48	0.45
給与所得(E)	194,427	297,096	111,066	114,504	127,470	94,433	114,551	62,957	102,403	71,944
報酬料金等所得 (F)	13,060	24,915	6,345	7,520	8,797	6,702	8,556	4,490	6,483	4,932
給与所得税(G=E+F)	207,487	322,011	117,411	122,024	136,267	101,135	123,107	67,447	108,886	76,876
給与所得税の調整額(H)	-	56,502	-	_	-	5,713	16,002	_	-	_
調整後給与所得税(I=G+H)	207,487	378,513	117,411	122,024	136,267	106,848	139,109	67,447	108,886	76,876
営業等所得税 (J)	12,231	25,435	6,174	5,996	8,156	8,762	9,742	5,174	5,233	5,005
農業所得税(K)	130	228	657	708	248	296	403	132	213	184
申告労働所得税(L=J+K)	12,361	25,663	6,831	6,704	8,404	9,058	10,145	5,306	5,446	5,189
労働所得税(M=I+L)	219,848	404,176	124,242	128,728	144,671	115,906	149,254	72,753	114,332	82,065
所得税移譲額(N=M*0.08375)	18,412	33,850	10,405	10,781	12,116	9,707	12,500	6,093	9,575	6,873
基準財政収入額(O=D+N*0.8)	243,673	435,948	187,634	176,490	198,406	176,095	182,786	115,891	159,926	107,124
財政力指数 (O/A)	0.60	0.60	0.60	0.59	0.57	0.58	0.54	0.52	0.51	0.47
消費税移譲額 (P)	20,537	38,257	15,386	15,015	16,616	13,145	15,181	9,212	13,883	9,139
消費税移譲シェア	0.022	0.040	0.016	0.016	0.017	0.014	0.016	0.010	0.015	0.010
基準財政収入額(Q=O+P*0.8)	260,103	466,553	199,942	188,502	211,699	186,611	194,932	123,261	171,033	114,436
財政力指数(Q/A)	0.641	0.638	0.637	0.626	0.613	0.612	0.574	0.554	0.540	0.507

[付表3c] 基幹税移譲のシミュレーション

所得税単独移譲のシミュレーション概要:①比例税5%部分を移譲する。②3大都市圏における都府県間の 就業による移動を調整している。③2006年度の税源移譲を労働所得税収入比で配分している。

2004年ベース (単位:百万円)

									• (+12	. 11/2/17/
	奈 良	香川	長 野	富山	福島	新潟	北海道	山口	愛 媛	熊 本
基準財政需要額 (A)	225,406	186,453	394,152	221,610	383,223	460,912	1,064,316	289,157	268,084	331,412
基準財政収入額(B)	81,458	72,059	153,636	83,484	148,230	173,077	385,494	101,354	89,494	108,522
移讓前財政力指数(B/A)	0.36	0.39	0.39	0.38	0.39	0.38	0.36	0.35	0.33	0.33
2006年度税源移譲額(C)	19,349	12,898	26,228	14,761	18,446	25,079	64,896	15,848	15,692	18,710
基準財政収入額(D=B+C*0.8)	96,937	82,377	174,618	95,293	162,987	193,140	437,411	114,033	102,047	123,490
三位一体改革後の財政力指数(D/A)	0.43	0.44	0.44	0.43	0.43	0.42	0.41	0.39	0.38	0.37
給与所得(E)	55,264	59,724	122,613	67,742	86,010	117,714	299,458	71,807	74,145	86,263
報酬料金等所得 (F)	4,842	4,443	7,771	4,667	4,950	6,687	18,111	4,757	3,955	5,604
給与所得税(G=E+F)	60,106	64,167	130,384	72,409	90,960	124,401	317,569	76,564	78,100	91,867
給与所得税の調整額(H)	36,135	_	_	_	_	_	_	_	_	_
調整後給与所得税(I=G+H)	96,241	64,167	130,384	72,409	90,960	124,401	317,569	76,564	78,100	91,867
営業等所得税 (J)	4,726	3,079	5,904	4,640	5,005	6,266	15,136	6,144	3,730	5,084
農業所得税(K)	149	157	778	90	434	399	6,442	115	177	830
申告労働所得税(L=J+K)	4,875	3,236	6,682	4,730	5,439	6,665	21,578	6,259	3,907	5,914
労働所得税(M=I+L)	101,116	67,403	137,066	77,139	96,399	131,066	339,147	82,823	82,007	97,781
所得税単独移譲額(N=M*0.1675)	16,937	11,290	22,959	12,921	16,147	21,954	56,807	13,873	13,736	16,378
基準財政収入額(O=D+N*0.8)	110,486	91,409	192,985	105,629	175,904	210,703	482,857	125,131	113,036	136,593
財政力指数(O/A)	0.490	0.490	0.490	0.477	0.459	0.457	0.454	0.433	0.422	0.412

(出所) 地方財政統計年報平成18年度版(平成16年決算),第130回国税庁統計年報書(平成16年度版),国勢調査平成12年度版から作成。

所得・消費両税移譲のシミュレーション概要:①比例税2.5%分及び消費税0.765%分の移譲。②3大都市圏における都府県間の就業による移動を調整している。③消費税のシェアは2004年度地方消費税収の比率

2004年ベース (単位:百万円)

	奈 良	香川	長 野	富山	福島	新潟	北海道	山口	愛 媛	熊本
基準財政需要額(A)	225,406	186,453	394,152	221,610	383,223	460,912	1,064,316	289,157	268,084	331,412
基準財政収入額(B)	81,458	72,059	153,636	83,484	148,230	173,077	385,494	101,354	89,494	108,522
移譲前財政力指数(B/A)	0.36	0.39	0.39	0.38	0.39	0.38	0.36	0.35	0.33	0.33
2006年度税源移譲額(C)	19,349	12,898	26,228	14,761	18,446	25,079	64,896	15,848	15,692	18,710
基準財政収入額 (D=B+C*0.8)	96,937	82,377	174,618	95,293	162,987	193,140	437,411	114,033	102,047	123,490
三位一体改革後の財政力指数 (D/A)	0.43	0.44	0.44	0.43	0.43	0.42	0.41	0.39	0.38	0.37
給与所得(E)	55,264	59,724	122,613	67,742	86,010	117,714	299,458	71,807	74,145	86,263
報酬料金等所得 (F)	4,842	4,443	7,771	4,667	4,950	6,687	18,111	4,757	3,955	5,604
給与所得税(G=E+F)	60,106	64,167	130,384	72,409	90,960	124,401	317,569	76,564	78,100	91,867
給与所得税の調整額 (H)	36,135	_	_	_	_	_	_	_	_	_
調整後給与所得税(I=G+H)	96,241	64,167	130,384	72,409	90,960	124,401	317,569	76,564	78,100	91,867
営業等所得税 (J)	4,726	3,079	5,904	4,640	5,005	6,266	15,136	6,144	3,730	5,084
農業所得税(K)	149	157	778	90	434	399	6,442	115	177	830
申告労働所得税(L=J+K)	4,875	3,236	6,682	4,730	5,439	6,665	21,578	6,259	3,907	5,914
労働所得税(M=I+L)	101,116	67,403	137,066	77,139	96,399	131,066	339,147	82,823	82,007	97,781
所得税移譲額(N=M*0.08375)	8,468	5,645	11,479	6,460	8,073	10,977	28,404	6,936	6,868	8,189
基準財政収入額(O=D+N*0.8)	103,712	86,893	183,801	100,461	169,445	201,922	460,134	119,582	107,542	130,041
財政力指数 (O/A)	0.46	0.47	0.47	0.45	0.44	0.44	0.43	0.41	0.40	0.39
消費税移譲額(P)	8,194	7,949	18,483	8,343	15,810	18,018	44,025	10,911	10,625	13,554
消費税移譲シェア	0.009	0.008	0.019	0.009	0.017	0.019	0.046	0.011	0.011	0.014
基準財政収入額(Q=O+P*0.8)	110,267	93,252	198,588	107,135	182,093	216,336	495,354	128,311	116,042	140,884
財政力指数(Q/A)	0.489	0.500	0.504	0.483	0.475	0.469	0.465	0.444	0.433	0.425

[付表3d] 基幹税移譲のシミュレーション

所得税単独移譲のシミュレーション概要:①比例税5%部分を移譲する。②3大都市圏における都府県間の 就業による移動を調整している。③2006年度の税源移譲を労働所得税収入比で配分している。

2004年ベース (単位:百万円)

	20011								. 11/2/17/	
	福井	山梨	徳 島	山 形	大 分	佐 賀	和歌山	鹿児島	青 森	沖 縄
基準財政需要額(A)	191,081	194,432	196,855	264,668	257,688	190,120	223,683	376,229	312,243	245,813
基準財政収入額(B)	63,622	64,623	59,749	77,881	74,043	55,040	62,021	100,844	83,973	65,448
移譲前財政力指数(B/A)	0.33	0.33	0.30	0.29	0.29	0.29	0.28	0.27	0.27	0.27
2006年度税源移譲額(C)	10,018	10,073	8,275	11,296	11,254	7,634	10,178	16,080	12,715	10,331
基準財政収入額 (D=B+C*0.8)	71,636	72,681	66,369	86,917	83,047	61,147	70,164	113,707	94,146	73,713
三位一体改革後の財政力指数 (D/A)	0.37	0.37	0.34	0.33	0.32	0.32	0.31	0.30	0.30	0.30
給与所得(E)	46,497	45,434	38,813	51,500	52,092	33,110	44,298	74,445	56,261	48,129
報酬料金等所得 (F)	3,028	3,146	2,367	3,346	3,501	3,105	3,870	4,410	4,203	3,409
給与所得税(G=E+F)	49,525	48,580	41,180	54,846	55,593	36,215	48,168	78,855	60,464	51,538
給与所得税の調整額 (H)	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
調整後給与所得税(I=G+H)	49,525	48,580	41,180	54,846	55,593	36,215	48,168	78,855	60,464	51,538
営業等所得税 (J)	2,723	3,820	1,852	3,845	3,048	3,323	4,505	4,169	5,466	2,390
農業所得税(K)	104	240	214	341	175	356	517	1,009	521	64
申告労働所得税(L=J+K)	2,827	4,060	2,066	4,186	3,223	3,679	5,022	5,178	5,987	2,454
労働所得税(M=I+L)	52,352	52,640	43,246	59,032	58,816	39,894	53,190	84,033	66,451	53,992
所得税単独移譲額(N=M*0.1675)	8,769	8,817	7,244	9,888	9,852	6,682	8,909	14,076	11,131	9,044
基準財政収入額(O=D+N*0.8)	78,651	79,735	72,164	94,828	90,928	66,493	77,291	124,968	103,050	80,948
財政力指数(O/A)	0.412	0.410	0.367	0.358	0.353	0.350	0.346	0.332	0.330	0.329

(出所) 地方財政統計年報平成18年度版(平成16年決算),第130回国税庁統計年報書(平成16年度版),国勢調査平成12年度版から作成。

所得・消費両税移譲のシミュレーション概要:①比例税2.5%分及び消費税0.765%分の移譲。②3大都市圏における都府県間の就業による移動を調整している。③消費税のシェアは2004年度地方消費税収の比率

2004年ベース (単位:百万円)

								JI 1 · /	• (+122	. 11/2/17/
	福井	山梨	徳 島	山 形	大 分	佐賀	和歌山	鹿児島	青 森	沖 縄
基準財政需要額 (A)	191,081	194,432	196,855	264,668	257,688	190,120	223,683	376,229	312,243	245,813
基準財政収入額(B)	63,622	64,623	59,749	77,881	74,043	55,040	62,021	100,844	83,973	65,448
移譲前財政力指数(B/A)	0.33	0.33	0.30	0.29	0.29	0.29	0.28	0.27	0.27	0.27
2006年度税源移譲額(C)	10,018	10,073	8,275	11,296	11,254	7,634	10,178	16,080	12,715	10,331
基準財政収入額(D=B+C*0.8)	71,636	72,681	66,369	86,917	83,047	61,147	70,164	113,707	94,146	73,713
三位一体改革後の財政力指数 (D/A)	0.37	0.37	0.34	0.33	0.32	0.32	0.31	0.30	0.30	0.30
給与所得(E)	46,497	45,434	38,813	51,500	52,092	33,110	44,298	74,445	56,261	48,129
報酬料金等所得(F)	3,028	3,146	2,367	3,346	3,501	3,105	3,870	4,410	4,203	3,409
給与所得税(G=E+F)	49,525	48,580	41,180	54,846	55,593	36,215	48,168	78,855	60,464	51,538
給与所得税の調整額(H)	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
調整後給与所得税(I=G+H)	49,525	48,580	41,180	54,846	55,593	36,215	48,168	78,855	60,464	51,538
営業等所得税 (J)	2,723	3,820	1,852	3,845	3,048	3,323	4,505	4,169	5,466	2,390
農業所得税(K)	104	240	214	341	175	356	517	1,009	521	64
申告労働所得税(L=J+K)	2,827	4,060	2,066	4,186	3,223	3,679	5,022	5,178	5,987	2,454
労働所得税(M=I+L)	52,352	52,640	43,246	59,032	58,816	39,894	53,190	84,033	66,451	53,992
所得税移譲額(N=M*0.08375)	4,384	4,409	3,622	4,944	4,926	3,341	4,455	7,038	5,565	4,522
基準財政収入額(O=D+N*0.8)	75,144	76,208	69,266	90,873	86,988	63,820	73,727	119,338	98,598	77,330
財政力指数(O/A)	0.39	0.39	0.35	0.34	0.34	0.34	0.33	0.32	0.32	0.31
消費税移譲額(P)	6,445	7,287	5,879	9,398	8,927	6,640	6,961	12,760	10,388	7,795
消費税移譲シェア	0.007	0.008	0.006	0.010	0.009	0.007	0.007	0.013	0.011	0.008
基準財政収入額(Q=O+P*0.8)	80,300	82,038	73,970	98,391	94,129	69,132	79,296	129,546	106,908	83,566
財政力指数(Q/A)	0.420	0.422	0.376	0.372	0.365	0.364	0.355	0.344	0.342	0.340

[付表3e] 基幹税移譲のシミュレーション

所得税単独移譲のシミュレーション概要:①比例税5%部分を移譲する。②3大都市圏における都府県間の 就業による移動を調整している。③2006年度の税源移譲を労働所得税収入比で配分している。

2004年ベース (単位:百万円)

						2001 .	/ \T	7 . 11/2/17/
	岩 手	宮崎	長崎	秋 田	鳥 取	高 知	島根	合 計
基準財政需要額 (A)	321,484	251,963	304,099	274,666	163,471	211,404	225,439	18,723,228
基準財政収入額(B)	87,237	64,746	73,857	68,305	37,552	45,390	46,728	9,725,386
移譲前財政力指数 (B/A)	0.27	0.26	0.24	0.25	0.23	0.21	0.21	0.52
2006年度税源移譲額(C)	12,301	11,117	13,372	9,893	5,711	7,877	7,166	2,179,400
基準財政収入額 (D=B+C*0.8)	97,078	73,640	84,554	76,219	42,121	51,691	52,462	11,468,906
三位一体改革後の財政力指数(D/A)	0.30	0.29	0.28	0.28	0.26	0.24	0.23	0.61
給与所得(E)	54,908	50,139	59,953	44,705	26,408	35,772	32,516	9,817,203
報酬料金等所得 (F)	4,251	3,465	4,404	3,081	1,634	2,457	2,027	1,039,766
給与所得税(G=E+F)	59,159	53,604	64,357	47,786	28,042	38,229	34,543	10,856,969
給与所得税の調整額 (H)	_	_	_	_	_	_	_	Δ0
調整後給与所得税(I=G+H)	59,159	53,604	64,357	47,786	28,042	38,229	34,543	10,856,969
営業等所得税 (J)	4,845	3,727	5,177	3,781	1,628	2,462	2,844	507,299
農業所得税(K)	281	766	347	135	178	474	65	25,337
申告労働所得税(L=J+K)	5,126	4,493	5,524	3,916	1,806	2,936	2,909	532,636
労働所得税(M=I+L)	64,285	58,097	69,881	51,702	29,848	41,165	37,452	11,389,605
所得税単独移譲額(N=M*0.1675)	10,768	9,731	11,705	8,660	5,000	6,895	6,273	1,907,759
基準財政収入額 (O=D+N*0.8)	105,692	81,425	93,918	83,147	46,121	57,207	57,480	12,995,113
財政力指数 (O/A)	0.329	0.323	0.309	0.303	0.282	0.271	0.255	0.694

(出所) 地方財政統計年報平成18年度版(平成16年決算),第130回国税庁統計年報書(平成16年度版),国勢調査平成12年度版から作成。

所得・消費両税移譲のシミュレーション概要:①比例税2.5%分及び消費税0.765%分の移譲。②3大都市圏における都府県間の就業による移動を調整している。③消費税のシェアは2004年度地方消費税収の比率

2004年ベース (単位:百万円)

	岩 手	宮崎	長崎	秋 田	鳥取	高 知	島根	合 計
基準財政需要額 (A)	321,484	251,963	304,099	274,666	163,471	211,404	225,439	18,723,228
基準財政収入額(B)	87,237	64,746	73,857	68,305	37,552	45,390	46,728	9,725,386
移譲前財政力指数 (B/A)	0.27	0.26	0.24	0.25	0.23	0.21	0.21	0.52
2006年度税源移譲額(C)	12,301	11,117	13,372	9,893	5,711	7,877	7,166	2,179,400
基準財政収入額 (D=B+C*0.8)	97,078	73,640	84,554	76,219	42,121	51,691	52,462	11,468,906
三位一体改革後の財政力指数 (D/A)	0.30	0.29	0.28	0.28	0.26	0.24	0.23	0.61
給与所得(E)	54,908	50,139	59,953	44,705	26,408	35,772	32,516	9,817,203
報酬料金等所得 (F)	4,251	3,465	4,404	3,081	1,634	2,457	2,027	1,039,766
給与所得税(G=E+F)	59,159	53,604	64,357	47,786	28,042	38,229	34,543	10,856,969
給与所得税の調整額 (H)	_	_	_	_	_	_	_	Δ0
調整後給与所得税(I=G+H)	59,159	53,604	64,357	47,786	28,042	38,229	34,543	10,856,969
営業等所得税 (J)	4,845	3,727	5,177	3,781	1,628	2,462	2,844	507,299
農業所得税(K)	281	766	347	135	178	474	65	25,337
申告労働所得税(L=J+K)	5,126	4,493	5,524	3,916	1,806	2,936	2,909	532,636
労働所得税(M=I+L)	64,285	58,097	69,881	51,702	29,848	41,165	37,452	11,389,605
所得税移譲額(N=M*0.08375)	5,384	4,866	5,853	4,330	2,500	3,448	3,137	953,879
基準財政収入額 (O=D+N*0.8)	101,385	77,532	89,236	79,683	44,121	54,449	54,971	12,232,009
財政力指数 (O/A)	0.32	0.31	0.29	0.29	0.27	0.26	0.24	0.65
消費税移譲額 (P)	10,437	8,062	10,935	8,310	4,822	6,024	5,494	953,793
消費税移譲シェア	0.011	0.008	0.011	0.009	0.005	0.006	0.006	1.000
基準財政収入額(Q=O+P*0.8)	109,734	83,982	97,984	86,331	47,978	59,268	59,366	12,995,044
財政力指数(Q/A)	0.341	0.333	0.322	0.314	0.293	0.280	0.263	0.694